

古代寺院跡(宝珠院)確認調査報告

昭和 63 年 3 月

財団法人 千葉県文化財センター



門前田

金剛山

寶珠院

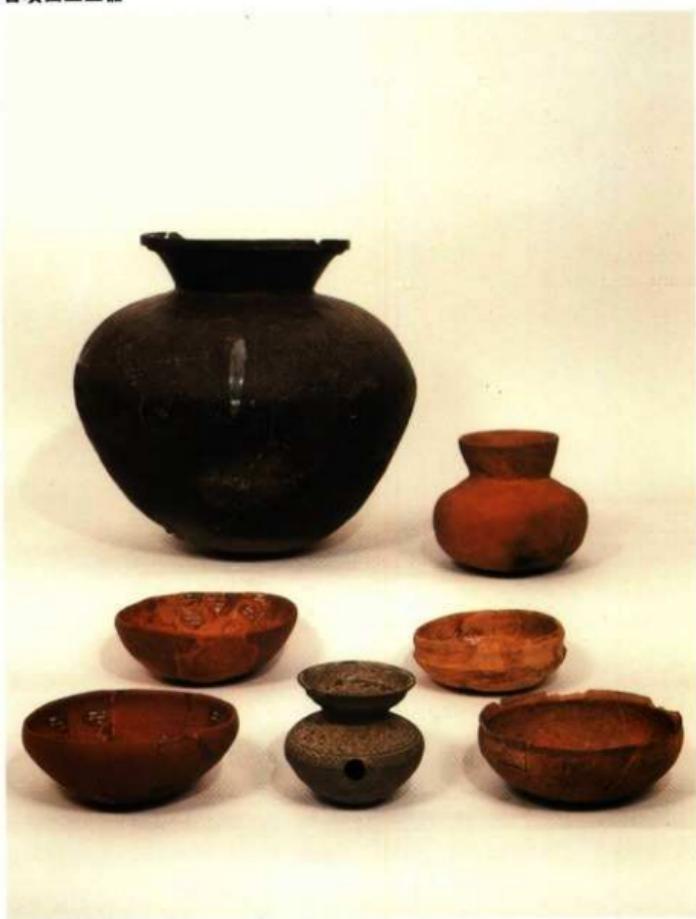
本覺院

西光院

序



古墳出土土器



序 文

千葉県内には、現在、国分寺跡をはじめ40か所を超える古代寺院の所在が確認されています。これらの寺院跡は、奈良・平安時代における地域の歴史や文化を解明する上で重要な遺跡ですが、発掘調査などにより内容をは握できた例は数少ない状況です。

千葉県教育委員会では、古代寺院の規模や時代を明らかにして、その保存策を講じる資料とする目的で、国庫補助事業として昭和55年度から確認調査を実施してきました。

本年度は、安房郡三芳村府中にある宝珠院跡の調査を行い、寺院建立前代の遺構群の姿を明らかにするとともに、本地域の歴史的重要性を改めて確認することができました。

このたび、その発掘調査の成果が調査報告書として刊行される運びとなりました。本書が学術的資料としてはもとより、文化財の保護・活用のために広く県民の方々にも利用されることを期待しております。

終わりに、調査に当たり多大な御協力をいただいた宝珠院関係者等地元の皆様と三芳村教育委員会、調査を担当された財団法人千葉県文化財センターの御苦労に対し、心から感謝申し上げます。

昭和63年3月31日

千葉県教育庁文化課長

竹内 一雄

目 次

I 沿 革

	頁
1. 安房国府の位置	1
2. 安房国府の変遷	2
3. 宝珠院の沿革	3

II 遺 跡

1. 調 査	5
2. 遺 構	8

III 遺 物

1. 土器類	16
2. 石製品	22
3. 金属製品	22

IV まとめ

1. 安房国府推定地の再検討	24
2. 結 語	28

図版目次

卷頭原色図版 古墳出土土器

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| P L. 1 航空写真 (1987年1月1日撮影) | P L. 6 (1)SX002部分 (東から) |
| P L. 2 (1)調査地遠景 (南西から) | (2)SX002部分 (西から) |
| (2)調査地遠景 (北から) | P L. 7 (1)SX001断面 (東から) |
| P L. 3 (1)宝珠院観音堂 (東から) | (2)SX001部分 (南から) |
| (2)宝珠院元本堂の現況 (南から) | P L. 8 (1)SX001遺物出土状況 (西から) |
| P L. 4 (1)SX003全景 (南東から) | (2)SX001遺物出土状況 (西から) |
| (2)SX003部分 (北東から) | (3)SX001遺物出土状況 (東から) |
| P L. 5 (1)SX003遺物出土状況 (北から) | P L. 9 SX001出土土器 |
| (2)SX003遺物出土状況 (東から) | P L. 10 SX002・SX003
包含層出土土器 |
| (3)SX003部分 (南から) | |

挿図目次

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| 見返し 宝珠院伽藍図『安房国古蹟集』 | fig. 9 SX001出土土器 |
| fig. 1 調査地周辺図 | fig. 10 SX002・SX003・包含層土器 |
| fig. 2 D区調査風景 | fig. 11 青磁 |
| fig. 3 SX003調査風景 | fig. 12 包含層出土土器・土製品 |
| fig. 4 SX003実測風景 | fig. 13 石製品・金属製品 |
| fig. 5 D区埋戻し風景 | fig. 14 銭貨 |
| fig. 6 遺構配置図 | fig. 15 調査地周辺図 |
| fig. 7 SX001・SX003南壁断面 | fig. 16 下野国府の実態 |
| fig. 8 遺構全体図 | 卷末折込み 調査地全体図 |

図表

- tab. 1 銭貨計測値

例　　言

1. 本書は、財団法人千葉県文化財センターが千葉県教育委員会の委嘱を受けて、安房郡三芳村府中254-1番地、260番地、261番地、263番地、265番地、664-1番地、676-2番地で実施した、古代寺院跡（宝珠院跡）の確認調査報告である。
2. 調査期間は1987年11月2日から12月24日、調査総面積は700m²である。
3. 調査は、財団法人千葉県文化財センター研究部部長 堀部昭夫、部長補佐 過辺智信、古内 茂の指導のもとに、主任調査研究員 今泉 淩が担当した。
4. 本書の作成・編集は今泉が担当した。
5. 現地調査・整理作業で使用した遺跡コード番号は464-001である。各遺構には奈良国立文化財研究所の調査規準に従い、遺構の種別をアルファベットであらわし、それに3桁の通し番号を付して、遺構を表示している。使用した遺構番号は004まである。
6. 現地調査にあたっては、府中地区の下記の方々から私有地の借用を御快諾いただくとともに、多大な御援助をたまわった。ここに深く謝意を表します（敬称略）。
平松 元、佐野仁一、渡辺修身、加藤卓也、金子徳太郎、金子四男
7. 現地調査から本書の刊行に至るまで、下記の諸機関・諸氏から御指導・御協力をいただいた（敬称略）。深謝。
三芳村教育委員会、三芳村農村環境改善センター、興府会館、君塚文雄、川名 成、福原和、閔口廣次、山口直樹、豊巻幸正、白井久美子、郷堀英司、永沼律朗、糸川道行、笹生衛、福田 誠、落合章雄
8. 図版扉に使用した藤原宮出土木簡写真は、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館より、またfig.16に使用した図は岩波書店よりそれぞれ提供していただいた。
9. 本書は将来の保存を考慮にいれて、本文用紙に中性紙を使用した。

I 沿革

1. 安房国府の位置

安房郡三芳村は館山市の北部に接し、東隣りは丸山町になる。安房郡のなかでも内陸部に位置している。調査地の府中地区は、三芳村のもっとも南に位置する。JR 館山駅から三芳村の中心部をめざして約 6 km くると、岩崎橋で平久里川を越える。川を渡ってすぐ右手にみえる台地が、今の府中の集落である。平久里川左岸の広大な河岸段丘上にあり、国府平野とも呼ばれている一帯である。府中地区は周囲を水田に囲まれ、現水田面との比高は約 3 ~ 6 m、現地表面は標高 13 ~ 16 m で、西北にいくにつれ緩やかに高くなる。しかし台地北辺・西辺で急に台地がとぎれていきなり水田面になり、地形的特徴が損なわれている。この台地の東側に、台地を南北に貫く道が走る。現在の宅地はおもにこの道の両側に集まる。これをそのまま南へ延長すると安房国分寺に至り、この道がかつて安房国府の朱雀大路ともいわれた道である。

ところで安房国府の推定地に、この府中地区をあてるのは異論のないところであろう。全国的にも、府中の地名を残す地区が多い。和泉・駿河・武藏・常陸・美濃・信濃・若狭・能登・丹後・安芸・紀伊・阿波などがあり、いずれも国府に所縁のある土地である。安房の場合も、2・3 の書籍のなかで国府との関連をとりあげている。1932 年の『房総志料統編』では「府中は地名にてはなし。安房の国府と云事也。(中略) 又府中を国中と云ふも國府なれば也。」とする。また 1887 年の『大日本国誌』(安房) でも、「府中村 平郡ノ南部ニ在リ。古昔國府ノ在ル所、土地平坦ニシテ全州ノ通衢タリ。」とし、「旧跡」の項ではさらに「國府址 平郡府中村ニアリ。(中略) 同村宝珠院ノ西北ニ一地アリ。地勢稍高ク、平久里川之ヲ還ル。國府豈此辺ニアリシカ。」と微地形を読みとつて、具体的に推測しているのは興味深い。文中の「宝珠院ノ西北」の地は、今回調査区の A 区・B 区に相当するだろう。

府中の地名は、観応 3 (1352) 年の『遠山文書』の足利尊氏下文写に「安房国古国府中村」とあるのが初見である。里見義康が天正 16 (1588) 年に宝珠院へ寄進した、不動明王像の懸々座裏板墨書銘には「符中宝珠院」とある。また府中地区内の元八幡神社の後身である、鶴谷八幡宮の大永 5 (1525) 年の『社記』では府中以外の地名が残る。「当社旧在平群郡東國府村之内、府内守護之社也。」とある。東國府村の地名は慶長 11 (1606) 年の『宝珠院文書』、「里見忠義寺領充行状写」にも「北郡正木東國府村」が見える。おそらく「府中」と「国府」が同義で扱われたために、両者の地名が残るのであろう。慶長 15 (1610) 年の『慶長拾五年霜月改帳之写』以後、江戸時代を通じて「府中村」で領有關係の文書は作成されている。ただ「東國府村」にたいする「西國府村」の記載は残っていない。府中地区を東西に分割したうえでの呼称と思われるが、境を特定できない。あるいは府中地区西部の、宝珠院をはじめとする寺々の区域とを区別した村名なのかもしれない。

2. 安房国府の変遷

安房国は律令制定後の養老2(718)年5月に、上総より平群、安房、朝夷、長狭の4郡を割いて分立した、分割新置の国である。そして天平13(741)年12月上総国に合併し、16年後の天平宝字元(757)年5月にはまた上総国から分立している。

安房国の場合、その分割の契機となったのは8世紀初頭に朝廷が安房郡を神郡の一つとしての地位を認めたのが大きな理由と考えられる。時期はくだってしまうが、「延喜式」「式部」に郡司の任用規定をとりきめたなかに、安房国安房郡を神郡とする記事がある。それはさかのぼって次の二つの記事から、そのいきさつをうかがうことができる。「続日本紀」文武4(700)年2月条に「上総国司請安房郡大少領連任父子兄弟許之」とあり、特定の一族間に郡司職の独占的任用をとくに例外として認めたものである。もう一つは神亀3(726)年9月条の「停安房国安房郡。出雲國意宇郡采女令貢兵衛。」とする記事である。これは采女となるべき女性たちを巫女として神社に仕えさせるための処置である。こうした背景には、この安房郡の安房神社が大きな存在であったことは疑いない。「延喜式」「神祇」に安房国筆頭の大社として、この安房坐神社をあげている。

安房神社を中心とする地域は、「国造本紀」にみられる「阿波国造」の支配領域になる。「国造本紀」では「阿波国造」について「天穗日命八世孫彌都呂岐・孫大伴直大灘定賜国造」とする。また「日本文德天皇実錄」嘉祥3(850)年6月条に「安房国国造正八位上伴直千福麻呂」、「続日本後紀」承和3(836)年12月条にも「安房郡人伴直家主」とある。安房郡の伴直氏が、連綿と安房国造の地位を占めていた可能性は強い。その支配領域の中心がどこなのか、今のところ有力な古墳群・集落もみつかっていないために、具体的なことまではわからない。それにたいして「阿波国造」をとりまく国造の一つである「長狭国造」の場合には鶴川市の広場1・2号墳周辺が国造領域の中心地として、有力な候補地である。1号墳からは、6世紀後半の県内では唯一の舟形石棺が出土している。¹しかしその「長狭国造」は「国造本紀」に記載がない。「古事記」「神武殿」「古事記傳」の分註系譜に記されているのみである。それはすでに支配権を確立していた北の「伊勢国造」と南の「阿波国造」からの圧迫によって、次第に勢力を失い没落したので、「国造本紀」にも記載されずに終わってしまったのであろう。これは裏をかえせば「阿波国造」がそれほどまでに、房総半島南部で優位を保つ存在であったことを示しているといえよう。

8世紀以前の安房国の様相は、このように安房郡を中心としている。しかし「倭名類聚抄」に「国府在平群郡」とあり、鎌倉時代初期編纂の「色葉字類抄」でも「平栗 国府」とあるように、行政機構の中心地を平群郡とする。ただ「倭名類聚抄」の記述が、かならずしも8・9世紀段階の実態に即した記述と言い切れない面もある。それは近年の発掘調査によって明らかに

1. 安藤鴻基他「千葉県鶴川市広場1号墳の舟形石棺とその遺物」『古代房総史研究』第1号 1980

なってきたことだが、国府所在郡が『倭名類聚抄』の記載郡と異なる場合もあるからである。肥前・肥後の8・9世紀の国庁の例などがそれで、国府の郡を越えた移動が新たにわかっている。安房国では国府の移転をうかがわせるような史料もなく、その点については不明である。とりあえず国府所在郡については『倭名類聚抄』の記述に従うこととする。

そして安房国が記録に登場するのは古代の末期段階、万寿4(1027)年の平忠常の乱のときである。ただ乱の経過に関する史料は断片的にしか残っていない。¹『日本紀略編年残編』には、下総国で蜂起した忠常は上総国府を襲撃し、翌年安房国府に入り國司安房守藤原惟忠を焼殺した。長元3(1030)年再度忠常が安房国府に侵攻したため、安房守藤原光業は印鑑を捨てて京都に逃げたとある。どの程度の被害か不明だが、国府はほとんど壊滅状態に近かったと思われる。その後すぐに平政輔が安房守に任じられるが、赴任はしていない。

ところで8世紀に突入するまさにその前夜、安房郡関係の史料で日本史上極めて貴重な資料がある。それは藤原宮出土木簡の「己亥年十月上挾国阿波評松里」としるした、年紀のある賀進付札である(図版屏)²。己亥年は文武3(699)年にあたる。それまでコホリ(郡)を意味する評がいつ郡の用字に変化したのか、郡評論争として長年未解決の問題であった。それがこの1点の出土木簡によって、大宝律令施行以前まで公的に評が使用されていたことが確実となったわけである。なお訣文中の「松里」は未見の地名である。

3. 宝珠院の沿革

寺名を正式には、金剛山神明坊仁護寺宝珠院、または御宿直院宝珠院といい、新義真言宗智山派に属し、京都智積院の末寺になる。開基は寺伝(『宝珠院由緒』)によれば、宝珠院二世宥傳の父が資財・荘田をおさめ茅舎を建てたのが始まりで、住職に宥海をおくとする。寺号は寶乘院。應永7(1400)年のことである。宥海は宥傳を嫡弟とし、そのときに宝珠院に寺名を改号し、いまにいたる。この宥傳をもって宝珠院の開山とする。里見領時代には、里見氏の祈願寺として250余石の荘園をもち、末寺も130寺におよぶ安房国隨一の規模をもつようになる。慶長19(1614)年の里見氏の改易後も203石余りの寺領を認められ、里見氏の菩提寺である延命寺とほぼ同格の扱いを受けている。したがって寺格も高く、安房国卓触頭(支配寺)談林、中本寺。住職は智山集講席衆を転任せた、新義真言宗のなかでも重要な地位をしめていた。明治にはといって、魔仏毀釈の波をまとめて受けて子院の合併が相次ぎ、かつての規模を縮小して現在の姿になってしまった。現在同寺の平安後期の作といわれる木造十一面觀音立像と繡字法華經陀羅尼品1巻が、県指定有形文化財に指定されている。またそれ以外にも、曼荼羅・画像・木造仏などが村指定有形文化財の指定をうけている。

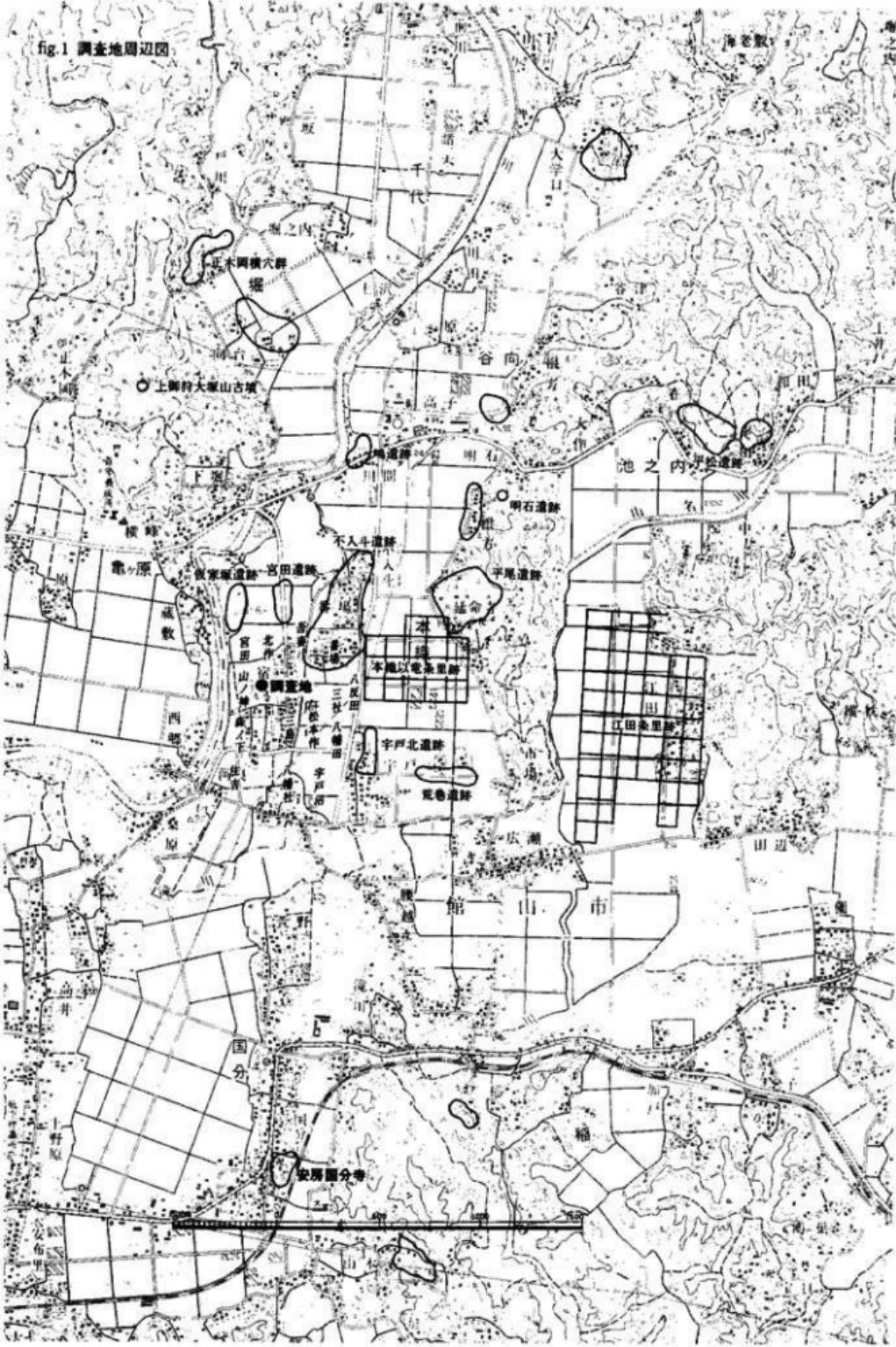
1. 石母田正「古代末期政治史序説」 1973 P182

2. 「藤原宮跡—昭和41年度調査概報—」奈良県教育委員会 1967、「藤原宮」奈良県教育委員会 1969 木簡番号115

3. 佐藤輝夫「宝珠院史」「館山市文化財保護協会会報」第9号 1976 P12~29

4. 「千葉県の文化財」千葉県教育委員会 1980 P117~201

fig. 1 調査地周辺図



II 遺 跡

1. 調 査

調査地周辺の遺跡 三芳村は、現在でこそ典型的な過疎村と化しているが、15世紀初頭には府中の中心に「宝珠院」が伽藍を構え、門前町として相当の賑わいを見せていた地域である。寺は幾度かの盛衰を経て現在に至っている。今知ることのできる往時の姿は、現存の建物と礎石の位置でしかわからない。しかしあつて子院を從える大規模な構えであったことは、「安房国古蹟集（宝珠院）」（見返図）からもわかる。この地域を中心として、古代の三芳村も展開していく。まず「府中」の地名からも明らかなように、この地は安房国府の有力な推定地である。国府関連の遺構は現地表面にあらわれていないけれど、地区内の元八幡神社はかつての安房国の總社である。また平久里川の対岸、西郷には國司總社の六所神社もある。

府中の南方5kmの館山市国分には、1976年から3次におよぶ調査の行われた安房国分寺がある。¹これまでに基壇建物1基と、寺域を画すと思われる溝状遺構が数条みつかっている。出土遺物には、土器・瓦・多彩釉獸脚等がある。尼寺については、国分寺の北1kmのところに通称「アマンボー」という地名が残り、国分寺の調査と並行して調査が行われたが、尼寺の確証は得られていない。また安房郡衙をこの周辺にもとめる説もある。

古代寺院遺跡としては、増間廃寺が村北央部の山間部にある。²未調査。すでに一部が削平されてしまい、保存状態は悪い。軒瓦の採集品がなく、時期等不明である。

また館山市には、条里遺構が數箇所知られている。神尾明正氏によれば、国分条里跡・加古条里跡・広瀬条里跡の3箇所が指摘されている。府中周辺では本織以竜の東西長地型の地割が知られていたが、圃場整備事業によって消滅した。³

それ以前の村内の遺跡については、調査歴もほとんど無く、具体的な様相は不明に近い。1986年11月に、府中地区の北約500mの仮家塚遺跡で宅地造成に伴う試掘調査を主体とした調査が行われた。⁴国府推定地内ということから国府関連遺構の発見が期待されたが、弥生時代中期の方形周溝墓が1基確認されたにとどまった。古墳時代の遺跡については、1980年に明石遺跡が前方後円墳の可能性があるということで、調査されたがはっきりした痕跡はみつかっていない。⁵また村内では池之内大作の70数基におよぶ横穴群をはじめとする横穴が、数箇所で確認されている。

1. 「安房国分寺」早稲田大学考古学研究室報告13冊 1981

2. 「房総の古瓦」千葉県立房総風土記の丘 1978

3. 「千葉縣史料 原始古代編 安房國」千葉県 1963 P74~78

4. 「仮家塚遺跡確認調査報告書」三芳村教育委員会 1986, 中野修秀「安房郡三芳村仮家塚遺跡の方形周溝墓—県南における弥生時代中期の一資料—」『竹籠』第2号 1987

5. 「明石遺跡確認調査報告書」三芳村教育委員会・明石遺跡確認調査団 1982

調査の方法 調査対象地が国府という漠然とした範囲であり、小字名等に国府の所在を裏付ける有力なものもないため調査対象地を広く設定した。調査対象面積の700m²を府中地区で8地点、現況図と畠の状況を参考にして選出した。なかでも563・653番地の境界部分では、かつてイチゴ栽培用の水道管を埋設するに50cmほど掘り下げたところ、堅い整地面らしいものを確認している。基壇建物痕跡の可能性もあり、この地域はとくにトレンチを設定し、その是非を確認する必要があった。調査の第一候補地である。トレンチは確認面をある程度平面的に把握でき、断面観察もできるように幅を2mとし、長さは畠の状況に応じて任意に設定した。トレンチの呼称は、畠の1筆を北から順にアルファベットでA～Hまで割り振った。さらにトレンチ内を5mごとに区切って、遺物取上げ時の地区割りを数字で呼称した。

トレンチの設定にはトレンチの両端に測量杭を設け、それを基準にトレンチの範囲を決定した。測量杭は基準点測量によって公共座標値（第IX座標系）に置換した。トレンチ内の測量はトラバース測量の原点と座標値の落ちた測量杭から、公共座標に沿った図面を作成した。トレンチ内の測量杭は基準点測量の成果から算出した数値で杭打ちを実施。縮尺補正是×0.9999。杭打ちには、トプコン社製光波トランシット GUPPY GTS-320F（20秒読み）を使用した。作成した図面の縮尺は平板実測による平面図が50分の1、断面図が20分の1である。遺物出土状況図は10分の1。また断面図作成に使用した原点はすべて測角・測距し、座標値をおさえている。地形図は業者委託によって作成したものである。

トレンチの調査はすべて手掘りを行い、地山まで下ろして遺構の確認に努めた。ただし調査範囲の東部と南部の一部の地山が粘土層で、水捌けが悪い。とくに今年は10月に長雨があったために、土中に相当の水分を含んでいた。そのためトレンチによっては、40cmも掘り下げると水がしみだしてきた。水中ポンプで排水しながら作業したにもかかわらず、多量の水がトレンチ内にはいり込み遺構の確認は困難を極めた。結局この地区的調査は地山まで下げて、地山面の高さを記録して終了した。その結果、地山が粘土層でなく砂層もしくはパラス層になるA区・B区に調査の主力をそそぐことになった。遺構を確認した地区では遺構の性格・規模を把握するためトレンチを追加・拡張し、遺構の覆土を除去して調査した。

層位 現況はほとんどが畠で、土層は地山層の性質にかかわらず全域ではほぼ一定している。基本的な層位は、地表から1：耕作土（20～30cm）。2：黒褐色土層（20～30cm）、遺物を多量に包含する。弥生時代後期から古墳時代後期までの土器の細片が多いが、保存状態の良いものも含んでいる。また少量だが、宝珠院に関連すると思われる中・近世の遺物も含む。この層は、地山が粘土層になる地域ではさらに明度によって分層できる。それ以下が地山になる。

調査地の地山の状況を簡単に説明しておくと、調査地の西北部（A区・B区）では砂層が広がり、部分的にパラス層が入る。それ以外では灰白色の粘土層になる。B区にその変換点がある。標高は南東部で13m、北西部は16mで南へ緩やかに傾斜する。

調査の経過 調査は1987年11月2日に発掘機材を搬入し、11月5日から調査を開始し12月11日で一旦調査を打ち切り、12月21日から24日まで再度現地へ赴き、補足調査を実施した。補足調査の目的は、おもにSX001の墳形・規模を把握するためである。調査終了後、調査区はすべて埋戻して地権者に返還した。埋戻しには一部小型重機を使用している。

(調査日誌抄) - 補足調査分は省略 -

11月5日 C区・D区・E区トレント設定。D区から調査を開始する。表土を剝いた段階で早くも水がしみ出る。

11月6日 A区・B区・F区・G区・H区トレント設定。D区はそろそろ一部地山面にとどく。

11月9日 D区が冠水したため、E区の調査に取り掛かる。包含層からかなりの量の土器片が出土。

11月10日 B区でSX003があらわれはじめめる。さらに全体の規模を知るためにトレントの拡張を行う。またSX001の一部がみつかる。国府関連の溝の可能性あり。

11月13日 A区の調査、開始。この間B区の断面図作成。

11月14日 A区のSX003の掘りと拡張区の設定。SX001の延長部分をねらってトレントを設定。遺構なし。

11月19日 A区・B区の座標計算の終わった地区から杭打ちを行う。SX001の延長部にさらにトレントを追加。

11月21日 G区・H区の掘りを開始する。やはり浅いところから水がはじめる。H区はかなり攪乱されている。

11月24日 A区・B区の写真撮影・平面図作成。

11月26日 A区・B区の平面図作成。G区・H区の掘り。SX001の延長をさぐるためさらにトレントを追加設定。

11月30日 SX001が曲がることが分かったので、さらに延長線上にトレントを追加設定。遺構の続きのあることを確認。掘りの終了したトレントのレベル計測。

12月1日 D区・E区から埋戻し開始。B区平面図作成。

12月3日 SX001の追加トレントから、須恵器の甕・甕が出土し、古墳の周溝であることがはっきりした。

12月5日 遺物出土状況の微細図面作成と写真撮影。

12月7日 埋戻しと、継続して写真撮影を行う。

12月11日 機材・出土遺物の整理と搬出し、調査を終了。fig.5 D区埋戻し風景



fig.2 D区調査風景



fig.3 SX003調査風景



fig.4 SX003実測風景



2. 遺構

確認したおもな遺構は、円墳3基と竪穴住居1軒である。整理の都合上遺構に一連の通し番号を付し、その前に遺構の種別を示す記号、古墳：SX・竪穴住居：SBをつけて標示している。以下の説明では、まず各地区の概要を説明し、その後に個々の遺構について述べることにする。

A区 調査地の北西部。調査面積284m²。なおSX001にかかるトレンチについてはB区の項で説明する。南北方向に、長さが約50mになるトレンチを設定した。トレンチの両端に設置した杭の座標値は以下の通り。なお杭の呼称方法は、区名のアルファベットと地区での位置を方位であらわしたものである。

(AN) X = -109,560.558m Y = 5,230.081m

(AS) X = -109,609.365m Y = 5,236.574m

現地表高は15.8m。表土（耕作土）は約30cmの厚さがあるが、他所で見られた遺物包含層である黒褐色土層は、完全に削平されて存在しない。

地山面は大半が数cmの砂利を含むパラス層で、一部砂層になる。

SX003はトレンチのちょうど中央部で検出した、周溝のみの円墳である。A区ではこの古墳の形態・規模を把握するため、随時トレンチを追加した。それ以外の遺構としては、SX003に重複する近世と思われる溝がある。ほぼ南北に走る、深さ30cm程度の浅いものである。出土遺物はとくにない。またトレンチ北部でもトレンチに斜行する数条の溝を確認しているが、上記の溝同様いずれも小規模なもので、遺構の時期・性格までは把握できない。

B区 A区の東南に接する。調査面積376m²。かつてこの地区の東部で、水道管理設のおりに堅い整地面らしきものを確認しているところである。それを確認するために設定したのが杭(BN)のトレンチである。設置した杭は計4本で、(BN)のトレンチではそのすぐ南のトレンチで水が出ているので、調査を断念。以下に3本の杭を示しておく。

(BE) X = -109,619.645m Y = 5,325.946m

(BM) X = -109,621.463m Y = 5,305.771m

(BW) X = -109,625.344m Y = 5,262.804m

現地表高は中央部で15.3m、東部で約50cm低くなる程度の平坦な土地形成である。過去にゴボウが栽培され深耕されているものの、遺構内部までそれほど深く達していない。確認面までは約90cmあり、遺物包含層である黒褐色土層が約40cm、水平に堆積している。地山はA区と同じよ

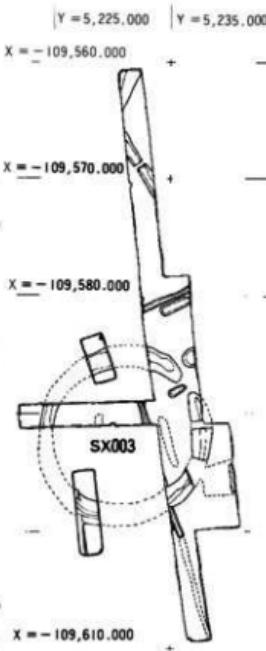


fig.6 遺構配置図

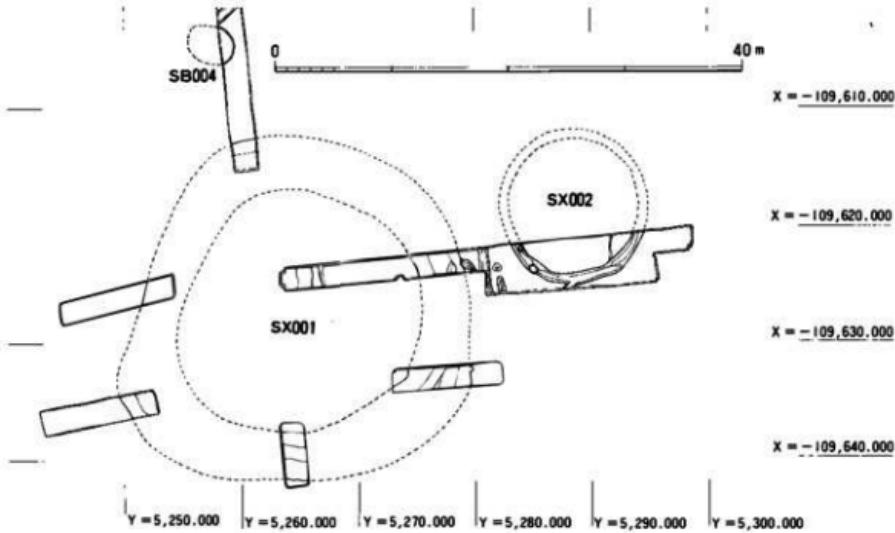
うにパラス層で形成され、西部で砂層になる。東部は灰白色粘土層である。黒褐色土層から地山に移行する部分で、漸移層は認められない。

調査した遺構は、SX001・SX002・SB004の3遺構である。SX001は、当初確認した段階では国府域の区画に関連する溝の可能性があった。溝の上端幅で4m、深さが約1mあり、相当大規模な工作である。近年国府域の区画溝について、その存在すら疑われている。しかし群馬県上野国府の調査で¹、これよりやや規模の大きい区画溝を確認し、その存否については再検討する余地も出てきている。SX001の場合覆土を除去しても、出土遺物は古墳時代のものがほとんどで、国府開設期と符合しないという不合理な面があった。そこでトレンチ内で確認した溝の延長上、南約30mの地点にトレンチを追加設定。長さ13.5mまで拡張したにもかかわらず、溝の延長はあらわれなかった。再度当初のトレンチの近くからトレンチを設定し直すことになった。その結果それらのトレンチから造営時期のわかる遺物も出土し、古墳であることが確実になった。しかし限られたトレンチで、墳形の把握までは至らなかった。墳形の決定を主目的に補足調査を実施し、平面上きれいな円ではないが円墳の周溝であることが判明した。周溝内部に盛土の流入は確認できない。SX002は溝の規模・形状から円墳と考えられたので、約3分の1を調査した。なおSX002に重複する柱穴状の落込みを2箇所確認したが、掘方不定で柱痕跡も確認できず、ここでは性格不明としておく。

SB004は今回調査した唯一の生活痕跡になる。長軸が推定約4mで、隅丸長方形の弥生時代後期の竪穴住居跡。住居内施設については未検出。

杭(BE)のトレンチでは、地山が粘土層になり水がしみでて遺構の確認はできなかった。そのため過去に確認したといわれる、整地面は未確認のままに終わった。

1. 「元總社明神遺跡II」前橋市教育委員会 1984



C区 B区の東北部になる。調査面積60m²。設置した杭は、C区からE区まで一直線に通したものである。C区はビニールハウスの骨組みがあって、調査に支障をきたす可能性もあったので、トレンチを排土の可能な脇へよけて設定した。そのためにトレンチ杭と、実際のトレンチは一致しない。C区で設置した杭は北側の（CN）1本だけである。

(CN) X = -109,586.680m Y = 5,349.724m

現地表高15.0m、確認面まで約70cmで、良好な包含層が一帯に堆積する。地山面は砂質の灰色粘土層で形成される。調査期間の後半の調査。幸いにも水はそれほどしみだしてこなかったために、灰色粘土層上面で遺構の有無を確認ができる状態だったが、遺構を形成するような落込みは確認できなかった。

D区・E区 D区がC区の南に接するトレンチ。E区は乳牛の飼料畑で、肥料を撒く時期がせまっていたために、最初に手をつけたトレンチである。D区・E区とも南北に連続する長いトレンチで、調査成果の内容も似通っているのでとりまとめて説明しておく。面積はD区が48m²、E区が60m²になる。トレンチの両端にすえた杭はそれぞれ、以下のとおりである。

(DN) X = -109,611.520m Y = 5,350.852m

(DS) X = -109,635.409m Y = 5,351.936m

(EN) X = -109,639.095m Y = 5,352.096m

(ES) X = -109,669.143m Y = 5,353.452m

現地表高15.4mで、南にいくにつれ緩やかに低くなる。表土層が約30cmの厚さで堆積し、その下に40cmほどの厚さで、遺物包含層である黒褐色土層が安定した堆積状態を示している。地山面は灰白色粘土層になる。そのために表土層をとりはずした段階から水がしみだし、地山面での遺構の確認は出来なかった。黒褐色土層から出土した遺物の量は非常に多い。大型の土器片もまた、当初、生活痕跡の存在を期待させたが、上記のような理由から遺構の確認まではいたらなかった。

F区 宝珠院境内の北側に位置する。現地表高15.0m。当地区は近年になって、かつて堀状の窪みだったのを埋め立てて整地した所である。約2m、林道の残土を持ってきて盛土したために、土中に大量の根株等があるという。表土は重機等により入念に輿圧されて、非常に堅く締まっている。整地以前は、あたり一面杉林で覆われていたといふ。

堀状の窪みの形状や、いつの時に工作され、なんらかの区画を意味するものなのか、それらを知るためにトレンチ調査の杭だけは設定した(FE・FW)。しかしあまりにも表土面が堅く、人力での調査は不可能と判断し、トレンチ調査を断念。図面中に調査杭のみを落としておくことにとどめる。

G区 宝珠院境内、参道の東側。「安房国古蹟集」(見返図)によれば、宝珠院の子院である「本覚院」が占地した一角になる。南側には同じく宝珠院の子院、「西光院」が一堂を構えている。

そして「西光院」の南が宝珠院の表門になる。その痕跡がおそらく、現在道路の幅員が狭くなる状態で残っているのだろう。

1913年作成の『宝珠院文書（寺院明細帳）』によると、「本覚院」は1879年に大破したので、取り壊し、翌年宝珠院に合併することが許可されている。建築物は本堂の1堂だけで、規模を間口5間半・奥行4間半と記している。寺院の敷地は391坪。由緒・創立年とも不明で、それにまつわる言い伝えもとくにないようである。トレントはほぼ東西方向に設定した。トレントの両端を区切る杭は、次の2本である。

(G E) X = -109,858.041m Y = 5,377.749m

(GW) X = -109,855.733m Y = 5,359.503m

現地表高13.6mで、ほぼ平坦な土地形成。現地表面に「本覚院」の痕跡と思われる基壇状の高まりや礎石等は確認できない。調査面積は38m²。ここでも砂質の黒褐色土層が約40cm、厚く堆積している。しかし他地区のように弥生時代～古墳時代の遺物はあまり含んでいない。遺物の出土絶対量も少ない。G区一帯は耕作状況からみると、地山の形成が微妙に入り組んでいるという。トレント内では地山は灰白色粘土層であったが、少し南では砂層になるという。ここでもやはり調査開始時から、水がしみだし遺構の確認は不可能であった。ただ東部で地山面より約45cm高い、堅い砂層の高まりを検出した。地山面の状況が不鮮明だったので、基壇の一部なのか不明である。

出土遺物として、中世の遺物が比較的多く、宝珠院関連の遺物であろう。青磁(37)・銭貨5点(1・2・3・4—うち1点銭文不明)。ほかに瓦塔(1)が1点出土している。

H区 調査地のもっとも南東部に位置する宅地の一角である。明治時代に元八幡神社を現在地に移して、宅地とした地区である。トレント両端は村道に接する。調査面積22m²。トレントの両端に据えた杭の座標値をつぎに示しておく。

(HN) X = -109,969.058m Y = 5,408.531m

(HS) X = -109,980.446m Y = 5,409.303m

現地表高13.4m。ここでははっきりした黒褐色土層は認めらず、表土層とそれ以下の層位との区別も不明瞭である。とくに地山層の認定の難しいところである。狭い範囲にもかかわらず、地山の砂層が変化している。トレント北部では赤味をおびた褐色層で、中央部では黒色系の砂層、南部では黄褐色の砂層になる。確認面までは約1mの深さがある。トレント内では明確な遺構は把握できなかったが、北部で幅2m、深さ40cmの南北方向に掘り込まれた落込みを確認。断面は薬研堀状に工作されている。部分的な調査のため規模・性格は不明。またトレント中部では、土坑もしくは井戸と思われる円形の落ち込みを検出。底面は湧水したために調査できなかったが、上層から中世の陶器片がまとまって出土した。トレント両端では道敷設のときの砂層の盛土が土堤状に残る。

円墳 SX001

B区で検出し、一部がA区にかかる。今回調査した古墳の中では、もっとも規模の大きい円墳になる。墳丘は完全に削平され、現地表ではまったくその存在すら確認できない。旧表土面は確認はできなかったが、おそらく黒褐色土層中の下部に残っていると思われる。

確認面は黒褐色土層下の、砂層で形成された地山。地山と埋土の境は非常に不鮮明である。それは軟弱性土質の作用による攪拌で、境部分の土層が混じり合ってしまった結果と考えられる。調査時でも溝の埋土除去後に降雨があると、雨筋が溝の立上がりに残ることが度々あった。SX001の場合こうした状況はどのトレンチの観察結果でも同じであった。

溝の平面形態は東半分は比較的弧状に沿った形で溝がめぐる。それが西半分では、半円形から続く線が相当内側に入り込み、確認した溝の外側のラインを結ぶには直線的に復原しなければならない。そのためにかなり変形した円墳を想定せざるをえない。杭（B E・BW）トレンチのすぐ南側のトレンチでは溝が屈曲するような形で溝平面をとらえたが、トレンチの隅の狭い範囲で、しかも平面的に拡張していないので本来の溝形態なのか不明である。あるいは溝の

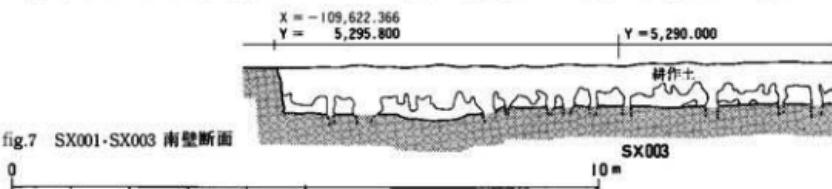


fig.7 SX001-SX003 南壁断面

一部が壊れたものかもしれない。調査成果から古墳の規模を推定すると、次のようになる。南北方向21m、東西方向もそれと同じ長さの21mに復原できる。埋土は確認トレンチのいずれでもほとんど変わらない。最上層はかなり黒味を帯びた暗褐色砂質土層。ただし遺物包含層である黒褐色砂質土層との識別は困難である。そして下位にいくにつれ灰黄色粘土粒子が多く含むようになる。埋土中位に黒褐色砂質土層が周溝外側から流れ込むように堆積する。最下部には周溝壁の崩壊土が堆積している。溝の幅は約4~4.5mとほぼ一定し、深さは80~90cm。溝の断面形態は逆台形になる。ただし古墳造営の溝掘削段階では、検出した以上に溝の立上がりは切り立っていたはずである。

遺物は下層から上層まで、相当の密度で出土している。細片が多いが、所属時期のわかる範囲では弥生時代後期～古墳時代中期までの時期に限定される。とくに出土遺物の多かったのは杭（BW）の南西14mのトレンチである。そこでは周溝の外側しか調査していないが、周溝の上部から、底面まで保存状態のよい資料が出土した（P.L. 8・fig.17）。なかでも周溝底面近くから出土した土器群は、古墳の築造年代を知るうえでの貴重な遺物になる。須恵器甕（1）・甕（2）は約70cmの距離をおいて出土し、しかも出土レベルも同一高である。土師器杯（3・4）も伴って出土。これらは出土状況から、周溝底面に据えられていたものと思われる。また周溝

の上部では、灰白色の砂岩製板石を2列検出した。脆弱であるが、いずれも厚さ5cmに成形され、北側のは長さ50cmで、さらにトレンチ外へのびる。南側の列は長さ25cmしか残っていない。板石を据えた深さは未掘のため不明。材質・形状から、古墳石棺材の可能性もある。掘方は確認できない。なお周囲から、古墳造営以前の高杯(11)も出土した。

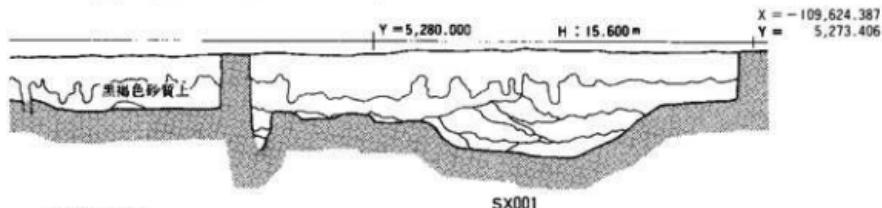
円墳 SX002

SX001の東5mに位置する、小規模の円墳。周溝しか遺存していない。ゴボウ栽培によって深耕されている。調査したのは周溝の約3分の1。図上復原では、直径10.8m。円墳の中心点を任意に選んだ3点から落としてみると、次のようになる(縮尺補正×0)。

内周の3点から: X = -109,618.8m • Y = 5,288.8m

外周の3点から: X = -109,619.0m • Y = 5,288.9m

推定中心点どうしの距離は、20cmと非常に少ない。溝幅70cm~1m。深さは約15cm。上部の包含層から比較的保存状態のよい古墳時代後期の土師器杯(5)が1点出土しただけで、溝内から供獻に伴う土器は出土していない。



円墳 SX003

A区の中央部で確認。東部で周溝が一部とぎれて、ブリッジを形成する。地山はほとんどバラス層で、北側の一部が砂層になる。直径11.3~12.3m。図上での推定中心点を、SX002の場合と同じ方法で計測すると、次の2点になる。

内周の3点から: X = -109,592.1m • Y = 5,231.4m

外周の3点から: X = -109,591.8m • Y = 5,231.4m

溝幅1.1~2m。深さは約55~75cm。緩やかな、断面薄鉢状の掘込み。周溝東部の外側に、方形の重複遺構がある。SX003との重複状態を検出面で確認するのは難しい。深さ10cm程度しかないが、出土遺物は多い。竪穴住居の可能性が強いが、遺構の性格の確定まではいたらなかった。ブリッジに接する溝の末端部近くから、土器片が比較的まとまって出土した。土師器壺(7)・土師器杯(6)が、良好な状態で埋土中位より出土。

竪穴住居 SB004

A区の東南部で確認。今回調査したなかでは、唯一の生活遺構。出土土器の大半が、弥生時代後期前半の時期になるので、おそらくその時期の隅丸方形の竪穴住居であろう。トレンチで確認したのは、推定住居総面積の約3分の1である。深さは約20cm。住居内施設は未検出。

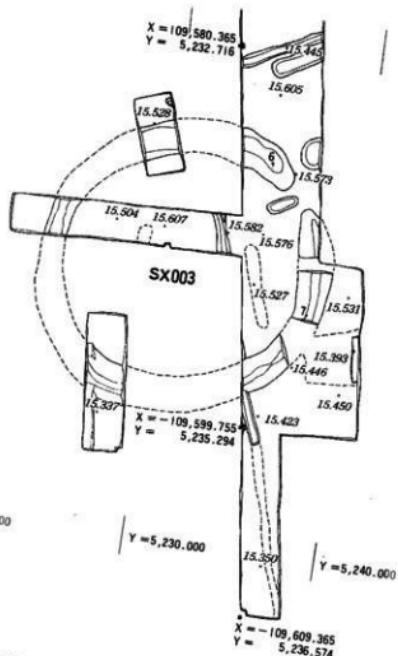
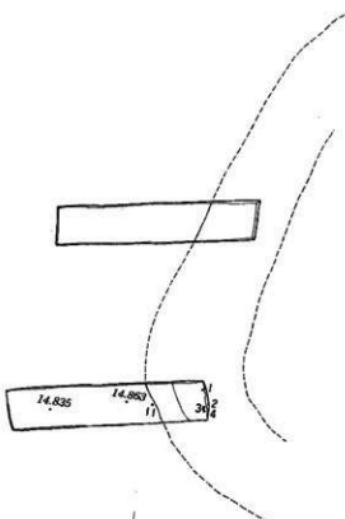


fig.8 遺構全体図



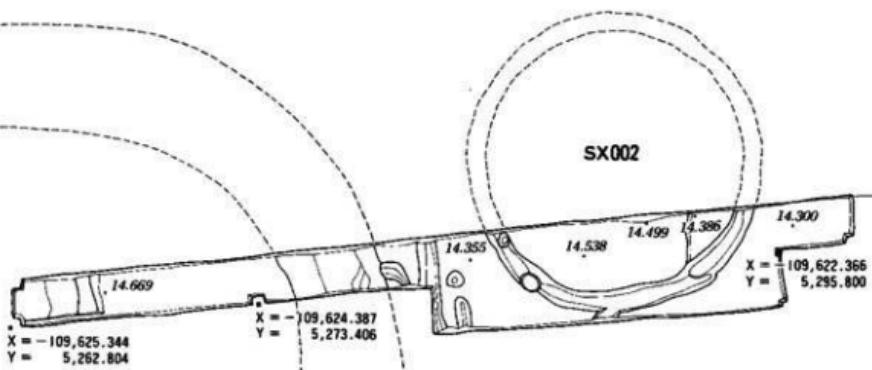


X = -109,590.000



SB004

X = -109,610.000



SX001

X = -109,636.771
Y = 5,264.700

14.632

X = -109,642.300
Y = 5,265.232

Y = 5,275.000

Y = 5,285.000

Y = 5,295.000

III 遺 物

1. 土器類

調査区全域から多量の土器類が出土し、整理箱に約8箱ある。これらを総体的にみると、包含層から出土した、弥生時代後期～古墳時代の土器群が大半をしめる。ほかに少量、10世紀以降の土師器、陶磁器類がある。SX001・SX003の埋土中から出土した土師器・須恵器は保存状態もよく、非常に資料性が高い。いずれも5世紀後葉を前後する時期に属す。また国府開設期に相当する、奈良・平安時代の資料をまったくといつていいほど欠失している。これは当地域の性格を考える上で重要な事実である。以下、各遺構の出土土器を中心に説明する。なお説明にあたっては、説明の煩雑を避けるため個々の土器に一連の通し番号を付した。

SX001出土土器 (P.L. 9・fig. 9)

遺物がまとまって出土したのは、周溝の南西部の底面である。それ以外の周溝トレーニチからも大量の土器片が出土しているが、細片が多い。

須恵器 漆（1）は口縁端部をわずかに欠く、完形品。底部・胸部・口縁部を3分割して成形したものである。底部の接合痕跡が、内面に明瞭に残る。底部を形成する円板の中心は、土器の中心からはずれている。調整は口縁部から胸部上半にかけて回転によるナデ、胸部中位は回転によるナデを加えたあと、カキ目を施す。口縁部から体部にかけての、櫛描波状文は非常にていねいに施文している。底面を平行目の叩き板で成形し、不定方向にナデ、叩き目をすり消して仕上げている。内面には指頭圧痕を残す。注口内面も、穿孔後ナデ仕上げを行う。口縁部内側一面と肩部に灰オリーブ色の自然釉がかかる。胎土は白色砂粒を含む精選された生地を使用している。色調は、灰白色10Y 7／¹。甕（2）は、口縁部を一部欠く、ほぼ完形。頸部が基部から外反して立ち上がる。口縁上端部はやや丸みをおびた、断面三角形。外面上部には、一条の鈍い断面三角形の凸線がめぐる。底部は尖りぎみの丸底で、火拂痕跡がある。体部は平行目の叩きで、体部下半は斜方向の叩きを補足し、その後に横方向のカキ目調整をする。体部内面には、直径約5cmの当板の同心円文をとどめる。胎土に白色砂粒を含む。器体全面を灰オリーブ色と青黒色の自然釉が覆う。色調は灰白色N 7／。断面での色調が灰赤色7.5R 6／。

土師器 杯が2点ある。いずれも内外面に赤色塗装しているが、細部の調整で異なる。（3）は、底面を丸底につくり、口縁端部を内彎ぎみにおさめる。約3分の2残る資料。体部外面は横方向のヘラケズリ、内面はナデつけて仕上げる。黒色砂粒を含む精緻な胎土を使用している。色調は明赤褐色5Y R 5／6。（4）はボール状に成形し、底面をわずかに平底にする。約2分1遺存する。外面は全面に刷毛目調整を施し、それを最後にナデ消している。胎土に砂粒を多く含む。色調は橙色7.5Y R 6／6。

1. 「新版標準土色貼」農林省農林水産技術会議事務局 1976

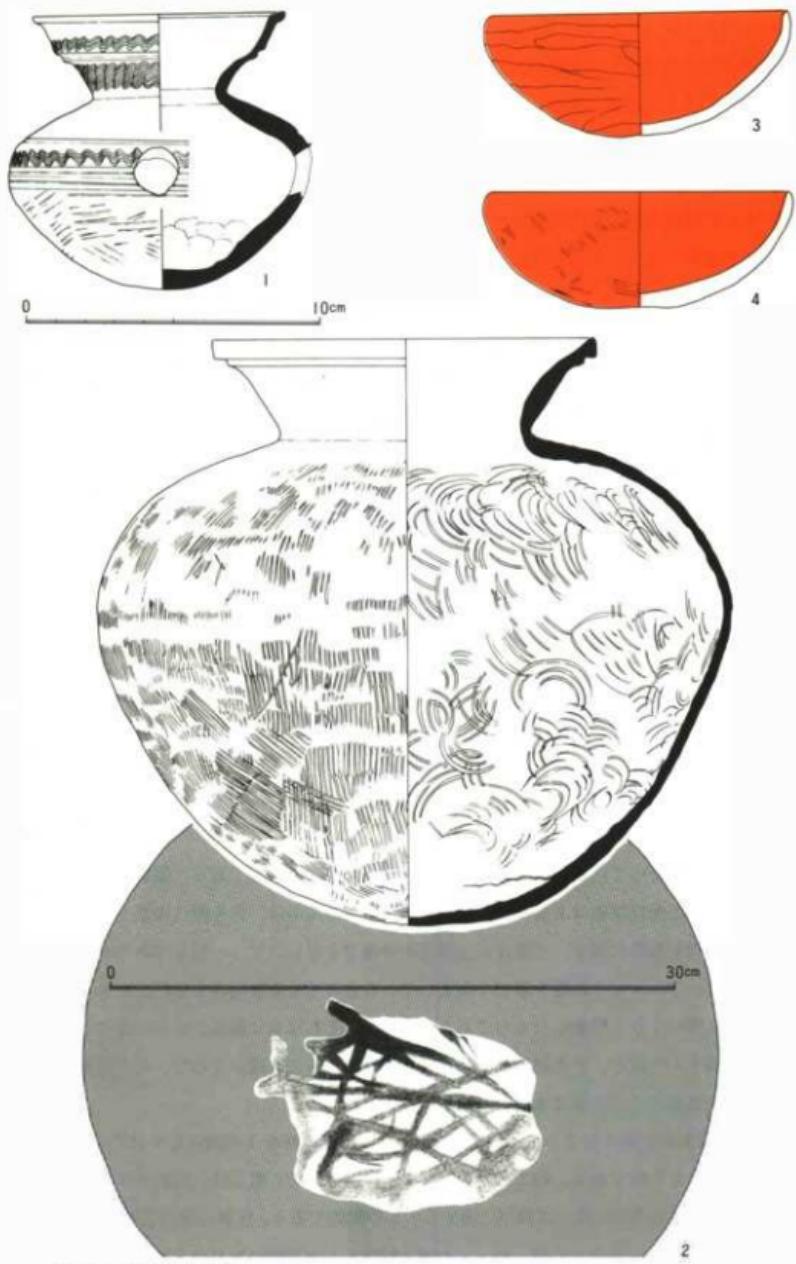


fig. 9 SX001 出土土器

SX002出土土器 (P L.10・fig.10)

遺構周囲の包含層から土器が出土したのみで、供獻にともなう土器は出土していない。

土師器 (5) は遺構に直接ともなうもののか不明であるが、周囲の包含層から出土した土器群のなかでは時期的に新しく、遺存状態も3分の2程度とよいので、SX002出土土器として取り扱うことにする。体部中位に明瞭な稜をもつ平底ぎみの杯である。口縁部上半でいくぶん肥厚する。口縁部外面から内面にかけて、ナデ痕跡が残る。体部下半は横位のヘラケズリ。内外面に赤色塗彩を施す。混和材をほとんど含まない精緻な生地土を使って製作している。浅黄橙色10Y R 8／3。

SX003出土土器 (P L.10・fig.10)

遺構上半部が削平されているにもかかわらず、出土した土器片が多い。出土位置は東側の周溝内に偏る傾向がある。遺存状態のよい土器は少ない。掲載した2点の資料は、いずれも周溝埋土中位から出土したものである。

土師器 (6) は底部を丸底につくった、椀状の杯である。完形。口縁端部がわずかに外彎し、その直下で器厚が厚みを増す。体部上半を横方向にナデつけ、体部下半はヘラケズリ成形後に、ナデつけてほとんどその痕跡を消去し滑らかに仕上げている。器内外面に赤色塗彩を施す。胎土は精緻で、焼成状態も良好。色調はによい黄橙色10Y R 7／4。(7) は体部が強く横に張り出し、直線的に外反する頸を基体へとりつけた壺。口縁部をほとんど欠失している。口縁部から体部上位とそれ以下の部分を別々につくり、成形時に接合したものである。その痕跡が内面に瓣状に残る。体部下半は横位のヘラケズリ、その後全体にわたって、ナデつけて仕上げている。赤色塗彩は、口縁部内面から体部全面におよぶ。精緻な胎土で、細かい金雲母粒を含んでいる。色調は橙色7.5Y R 7／6。

包含層出土土器 (P L.10・fig.12)

資料的にまとまっているのは、B区およびA区東部の出土土器である。遺構にともなわないために、土器の保存状態はあまりよくない。出土土器の大半は、弥生時代後期～古墳時代後期までと、10世紀以降に属す。土器は出土層位を分類できないので、一括してあつかう。また接合資料のなかで、かなり距離を隔てて出土しているものでも直接接合する例がある。おそらく後世の攪乱等により、移動したものであろう。しかしそれは単に攪乱だけの問題にとどまらない。包含層下の古墳が、ある時期に墳丘を削平されているのは確かなので、その時期を考えるうえでも包含層出土の土器は重要な意味をもつことになる。

須恵器 壺胴部の破片などがあるが、ここではB区出土の杯を1点図示しておく(8)。直径12cm、器高4cmと小型である。約2分の1遺存する。底面の切り離しは、回転ヘラ切り。底面周囲はナデ。口唇部内側に浅い沈線が一周するのが特徴的である。色調は灰白色2.5Y 8／1。形態上の特徴は7世紀後半の土器。胎土・色調の特徴から湖西窯の製品であろう。

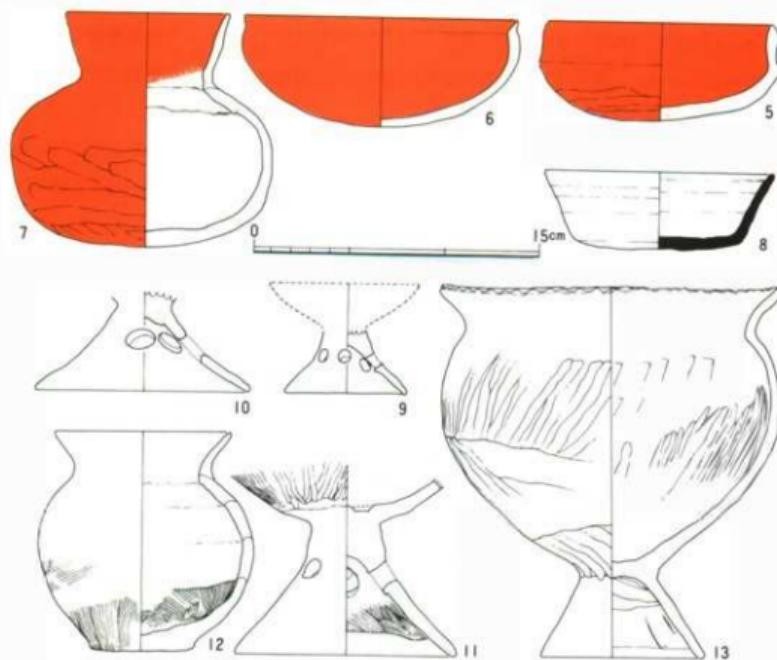


fig. 10 SX002-SX003. 包含層出土土器

土師器 (9)・(10)・(11)は、高杯の脚部だけの資料。いずれも透孔は3個。(9)は薄手のミニチュア土器。裾端部が幾分外に張り出す截頭円錐形。胎土に粗砂を多く含んでいる。色調は橙色7.5Y R 7／6。B区出土。(10)は裾端部を強く横ナデして、鈍い隆線をつくりだしている。截頭円錐形。胎土に黒色粗砂を多く含む。色調は橙色7.5Y R 6／6。B区出土。(11)は杯部の下部が残る。脚部上位を絞りこんで、杯部を接合する。脚部内面は刷毛目調整後に、端部を横にナデる。外面は磨き調整で仕上げるが、ほとんど痕跡を残していない。杯部外面は磨き調整。細砂を多く含む。色調は橙色5Y R 6／6。SX001の周溝上端部から出土(P.L. 8-3)。(12)は胴部最大径を中位にもつ、球形の胴部。約5分の4遺存。口縁部は緩やかに屈曲して外反する。口縁部の内外は横ナデ、痕跡程度にしか残っていないが胴部外面は刷毛目調整。胴部内面下半に刷毛目調整痕が残り、上半には粘土紐接合痕跡がある。胎土に細砂を多く含んでいる。色調は橙色5Y R 7／6。B区出土。(13)は刻み口縁部の台付甕。約4分の3の資料。胴部最大径を中位よりやや上にもつ偏球形。台部は截頭円錐形。二次的加熱をうけて器面が荒れている。胴部外面は幅の狭いヘラケズリ、内面はヘラケズリ後に磨き調整を行っている。台部内面もヘラケズリし、頂部を弧状にナデる。胎土に黒色粗砂が多く、粗い。浅黄橙色10Y R 8／4。A区東部のトレンチ出土。

つぎに10世紀代の特徴をそなえた土器群について説明しておく。これまで安房地域では、この時期の資料をほとんど欠失している。わずかに館山市広瀬地区条里遺構調査のおりに出土したもののが、数点報告されているにすぎない。¹

(14~24)は底部のみの資料で、器形のわかるのは(22)だけである。直径8.5cmの小型の「かわらけ」に近い杯。それ以外は体部を椀状につくるものであろう。底部と体部の境が明瞭で、境を段状につくりだす。成形時の切り離し技法には2種類ある。回転糸切り:(14~21)。糸切り後、無調整。底部内面中央部が凸状に高くなるのが特徴である。(14)は内面に黒色処理(樹脂加工の可能性もある)を施す。静止糸切り:(22~24)。糸切り後やはり無調整。底部内面の中央部の凸状の高まりではなく、むしろくぼむ。いずれも胎土に多量の粗砂を含む。色調はぶい黄橙色10YR 7/4を基本とする。焼き縮まりはあまりよくない。(14・15・17・21・23)がSX001の埋土上面より出土。それ以外はA区東部のトレンチ出土。

弥生土器 包含層出土のもっとも古い土器群。器形によって口縁部の構成が異なる。(25~26・32)は、体部が緩やかに外反する高杯。(25・26)は口縁突端部にも繩文を施文する。(32)は文様帯と赤色塗彩したそれ以下を浅い沈線で区切る。内面にはそれぞれ赤色塗彩痕跡がある。(27)には赤色塗彩痕跡がない。(29・30)は、折返し口縁の壺。(29)はふせ網繩文を施し、内面に赤色塗彩する。(28)は口縁端部へヘラによる刻みをつけ、上面に細繩文を施す。(31)は素文で厚手の折返し口縁、口縁下端に刻み目をもつ。内面は横方向の磨き調整。(33)は大型壺の胸部上半。沈線で山形文を描き、そのなかに繩文を施文する。器面がかなり荒れている。(30)は口縁突端部に刻みをいたれた壺。A区・B区包含層出土。

土製品 (34)はG区包含層出土の瓦塔片。塔の正面左、扉側柱から隅角までの1間分の資料。粘土板で製作している。方立部分を5~6mm残して壁板に扉側柱を接合し、扉側柱は断面長方形の粘土紐を素材にし、ヘラケズリで面取りして角柱に表現する。接合面の補強工作はなく押圧だけで貼付け、その裏あてが内面に窪みとして残る。隅角は側柱の表現を省略する。接合面を斜めに調整して、脇壁を直角に取り付けたもので、資料はその接合面で割離している。壁外面は継の指頭によるナデ調整。また下面も縁との接合面で割離。細砂を少し含む精緻な胎土で、焼き縮まっている。色調は浅黄橙色7.5YR 8/4。断面色調は灰白色10Y 7/。 (35)は土鍤。E区包含層出土。約2分の1残る。(36)は装飾品。D区包含層から出土。胎土は精緻、色調は浅黄橙色7.5YR 8/6。現存重量4.74g。

陶磁器 調査地の全域から中・近世の陶磁器が出土したが、偏在性は認められない。(37)は、見込みに華紋スタンプを押す青磁深碗底部。釉色は淡く、明オリーブ灰色5GY7/1。胎土の色調は灰白色7.5Y7/。15世紀代の越州窯系の製品。宝珠院の創建期に近い資料。

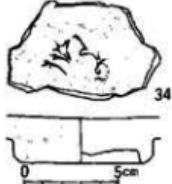
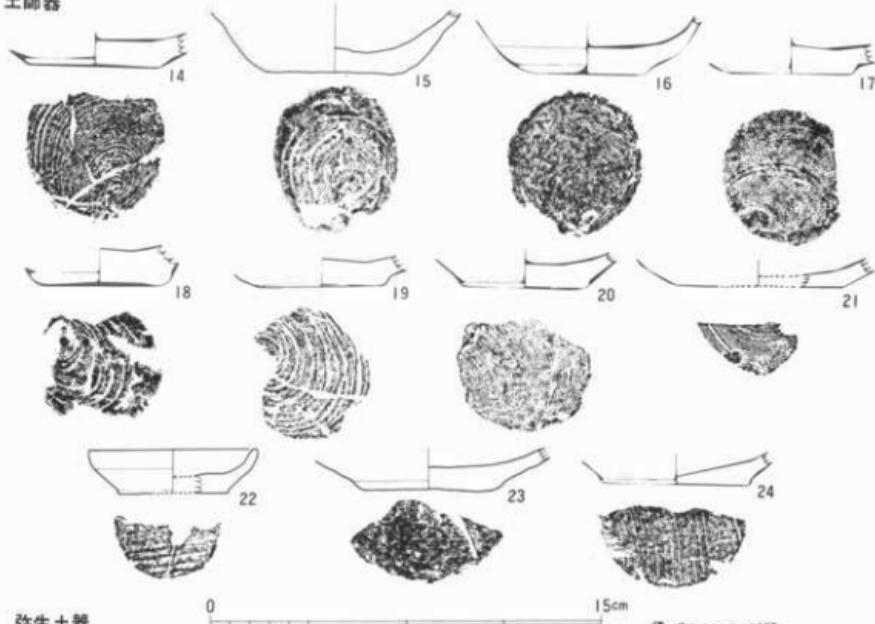


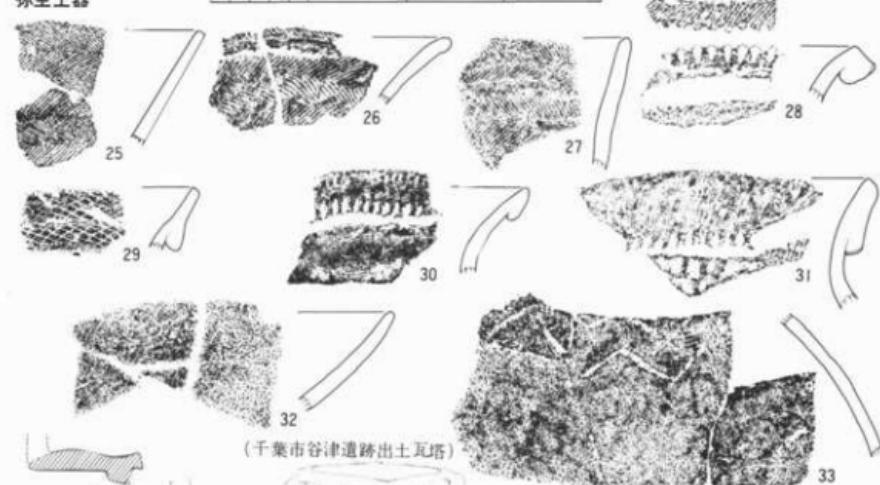
fig.11 青磁

1.『千葉県館山市条里遺構調査報告書』館山市条里遺跡調査会 1975 p.28~30

土器



弥生土器



(千葉市谷津遺跡出土瓦塔)

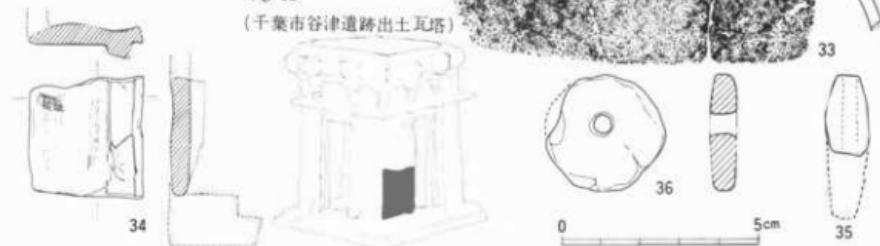


fig.12 包含層出土土器・土製品

まとめ

ほとんどの遺物が、トレンチの包含層から出土したものであるために、細分できても連続性をたどることが不可能である。そこで古墳 SX001周溝内から出土した須恵器の編年的位置付けにふれて、簡単にまとめておくことにする。

出土資料のなかで編年位置のはっきりするのが、SX001出土の甕(1)である。須恵器が定型化する以前の、初期須恵器である。供獻の意味合いを強くする時期の製品。頸部の絞りがあまいが、口唇部に丸みがあり細かい櫛描波状文から陶邑TK208号窯式を通り、全体のプロポーションは陶邑TK216号窯式併行の時期まではいかないであろう。底部の叩き痕跡をナデ消すなどは古い要素だが、ここでは両窯式の間の陶邑ON46号窯式併行の時期に考えておく。ON46号窯式の設定は、器形の組合せ全体から編年上の位置付けしている。そのため消費地の製品を取上げて、認定するには困難な面がある。いずれにしろ実年代は5世紀後葉の土器ということになる。生産窯は、胎土・焼成の観察結果では陶邑の周辺と思われる。しかしこの時期、関東地方でも須恵器生産を開始している可能性が出てきているし、確実な地方窯に宮城県・大蓮寺窯、愛知県・東山218号窯、東山111号窯、城山2号窯、香川県・宮山窯、三谷三郎池西岸窯があり、須恵器窯の地方拡散期にあたる。生産窯の確定には、さらに科学的な分析も必要である。また甕については良好な比較資料がない。しかし胎土の色調に特徴があり、類例が現在木更津市を中心に確認されている。市原市以北で出土する須恵器の色調とは明らかに異なる。生産窯と流通ルートとの関係をうかがえる資料である。

2. 石製品

今回の調査では、近世以降の砥石が1点出土しただけである。掲載資料はすべてB区(府中265番地)の耕作中にB区中央部から西部にかけて出土したものである。重量は未計測。

磨製石斧(1) 敲打を加えて、原形を長方形の棒状で偏平な形に成形し、研磨を表裏・側面に施して仕上げる。研磨面に弱い光沢をもち。刃部は両わきで緩やかな弧状を描く蛤刃状。刃部断面は非常に鈍い。擦痕は不明瞭。基端面はほとんど無調整。完形。凝灰岩製。

装飾品 4例。いずれも弥生時代後期に属すと思われる。(2)は薄い円板状に成形し、穿孔は不正円形。泥岩製。(3)は勾玉状。穿孔は両方向から行っている。凝灰岩製。(4)は穿孔が不完全で、表裏面の穿孔位置がずれて貫通していない。表裏面に放射状の細い線刻がある。(5)は側面や偏平な球状の基部につまみをもつ。つまみ部に片側から穿孔する。つまみ部には細かい面取りを施している。基部下面に細い線刻がある。(4・5)とも滑石製。

3. 金属製品

鋤先 耳部のみ遺存(1)。鉄板2枚を合わせ、叩いて成形している。刃部が直線状または緩やかな曲線を描く凹形に復原できる、松井氏分類のB類に相当する。¹ 関東地方を中心に分布する

1. 松井和幸「日本古代の鉄製鋤先・鋤先について」『考古学雑誌』第72巻第3号 1987

形態。古墳時代後期に属す。B区包含層出土。県内出土例は我孫子市日秀西遺跡にある。¹
 銭貨 G区包含層から出土した5種5枚。うち「大觀通寶」は保存状態悪く破碎。前掲の青磁(37)とともに宝珠院関連の遺物であろう。(1・2・3)は3枚銹着して出土したものである。(3)は延寧元(1454)年に安南で鋳造されたものである。計測値をtab. 1に示した。

1. 「我孫子市日秀西遺跡発掘調査報告書」(財)千葉県文化財センター 1980

2. 「大越史記全書本紀 卷之十一」で「春、正月、鑄延寧錢、選補軍伍、并汰出老。」とする。



fig. 13 石製品・金属製品

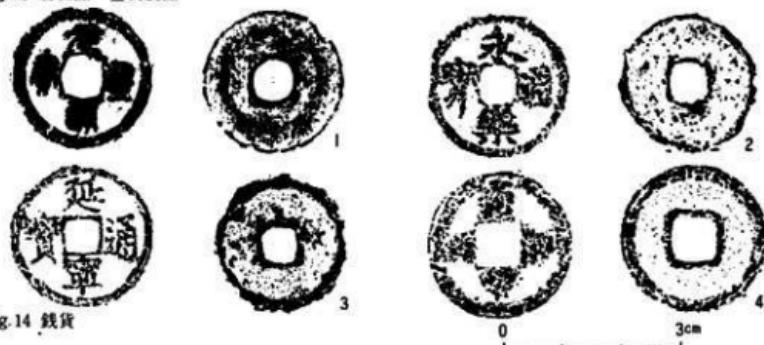


fig. 14 銭貨

tab. 1 銭貨計測値

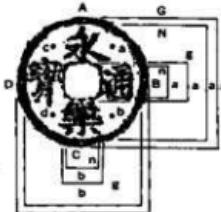
番号	銭貨名	W	G	N	g	n	T	t
		g	m	m			m	m
1	元豐通寶	2.33	23.35	20.31	7.16	7.84	0.98	0.71
2	永樂通寶	1.78	22.97	21.07	7.05	6.25	(1.08)	0.65
3	延寧通寶	2.58	22.92	20.86	7.06	5.61	1.42	0.72
4	不 明	1.90	24.21	21.47	7.94	7.69	0.93	0.76

*銭貨の各部測点については下のとおりである。

$$\text{外縁外径 } G = \frac{G_a + G_b}{2}, \text{ 外縁内径 } N = \frac{N_a + N_b}{2}, \text{ 内縁外径 } g = \frac{g_a + g_b}{2},$$

$$\text{内縁内径 } n = \frac{n_a + n_b}{2}$$

$$\text{外縁厚 } T = \frac{A + B + C + D}{4}, \text{ 文字面厚 } t = \frac{a + b + c + d}{4}$$



IV まとめ

1. 安房国府推定地の再検討

調査成果の検討 房総三国といわれるよう、千葉県内には国ごとに最低3箇所の国府が存在した。しかしその所在地については、いずれも推定の域を出ない。上総のように国府周辺域まで調査の手が入っているながら中枢部に調査がおよんでいないために、国府域やそれをとりまく官衙ブロックなどその実態はまったく不明である。今回のように推定地のなかでも、推定国府域を中心に調査が行われたのは、県内では安房国府がはじめてということになる。しかし本書の調査成果から明らかなように、これまでの初期安房国府の推定地範囲については否定的な立場をとらざるをえない。府中地区の広範囲な地域を対象に、小面積ながら試掘を行ったにもかかわらず、国府関連の遺構を確認できなかった。トレンチ内に水が入り、遺構面の精査が不十分という悪条件があったのも事実である。しかし良好な状態で遺存している包含層さえ、国府存続期の遺物をほとんど含んでいないことがわかった。

国府の成立時期について、文献史料側では和銅年間をあてる説がある。¹ それは国司権限の質的・量的拡充、国司による地方支配の強化、そして国司在国的一般化と、地方支配強化体制を整備した時期を重視した判断による。また郡衙の成立が7世紀末になる例があることから、「淨御原令」段階の国司制度に国府の成立期をおく考え方もある。いっぽうこれまでの考古学調査の成果をみると、7世紀末・和銅年間という年代まで押さえ切れていないのが現状である。下野・肥前・出雲などの国府の調査例では、いずれも8世紀前半に国府の初期段階をおいている。ただ出雲の場合、国府の区画溝から8世紀を遡る土器群や「評」記載の木簡が出土していて、7世紀代に遡る可能性もある。² 安房は養老2(718)年に上総から分置建国しているので、そのときに国府を設置したと考えてまず間違いないであろう。そして調査された国府のほとんどが、9世紀末～10世紀初頭で廃滅している。その後国府が具体的にどういう変貌をとげるのか、今現在は不明である。律令体制の変貌とともに国府も姿を変え、あるいは他所へ移転する場合もあったのであろう。

今回の調査で出土した土器群のなかで、8・9世紀を前後する時期のものとしては、(8)の7世紀後半の須恵器杯、さらに遡っては(5)の6世紀前半の土師器杯がある程度である。いっぽう10世紀以降では、(14～24)の土師器杯が相当する。相対的な出土量は非常に少ない。包含層からの土器の出土状況は層序ごとに年代を踏むのではなく、相当攪乱された状態である。そのなかで8・9世紀の土器群を欠失しているのは、その期間土地の空間的利用がほとんどなかったことを示している。したがって5世紀後半に円墳群の築造がはじまり、それらのうちで

1. 八木充「国府の成立と構造」『国立歴史民俗博物館研究報告』第10集 1986

2. 「出雲国跡発掘調査報告」松江市教育委員会 1970

低丘墳をのぞいて少なくとも9世紀までは、その高さを保持していたはずである。10世紀代の土器群の存在は、その時期になんらかの土地利用のあったことがわかる。それが古墳の墳丘を削平するほどの規模だったのか不明である。しかし出土範囲がA区南部・B区東部に限られ、そのうちの何点かはSX001の周溝埋土内から出土している。それ以降の土器は含まないので、可能性をまったく否定はできない。またその年代の国府造営工事と関連している場合を想定することも可能かもしれない。

府中地区の土地景観の変容 府中地区は周辺の土地環境から見ると、南北に細長い微高地を形成しているようにみえる。しかし周囲はほとんど圃場整備が実施され、過去の様相は一新されてしまっているのである。府中地区でもっとも現地標高の高い地域は、A区北部になる。しかも調査の結果、包含層が削平されていることがわかり、現地表面以上にかつての標高は高かったことになる。現在北側は水田となって、2m以上の比高で低くなる。その一帯を小字で「宮田」という。そして約300m隔てて、仮家塚遺跡の台地になる。現地標高は17~18m。府中地区との比高は非常に少なく、自然地形的には府中地区から仮家塚までを一連の台地として復原すべきであろう。すると、「宮田」地区の開発がいつになるのかが問題となる。現地形を表したものとともに古い図面は、明治17(1884)年の参謀本部測量局作成の地形図(fig.14)である。それではすでに「宮田」地区は水田になっている。今のところそれ以上遡る資料はない。ただ宝珠院伽藍の占地を考えると、宝珠院創建時すでに「宮田」地区が水田であったことも考えられる。復原地形が正しいのなら、創建時伽藍は現在の寺域よりさらに北の一郭を占地したのではない



fig.15 調査地周辺図（明治16年参謀本部陸軍部測量局作製）

だろうか。とするとかなり古い段階に、府中地区一帯で大規模な整地工事が行われたことになる。

安房国府の規模 これまで国府域については、おもに歴史地理学の分野から推定がなされてきた。しかし近年の考古学調査の成果は、推定域とはかならずしも合致していない。方何町という府域の区画や、国府の都市的景観にしても疑問視するむきが強い。安房国府推定地は、宝珠院を中心に、中国であることから方5町の区画で想定されてきた(*fig. 1*)¹。推定根拠はおもに土地の地割線と現在残る道路である。ただ地割線そのものが、いつの時点まで遡れるものかという説明はなされていない。

ところで安房のように分割・併合を経験した国府の場合、まず国府構造の基本的な構造から問い合わせなければならないだろう。管掌郡が4郡と小規模であるが、それにしても国の出先機関である以上、国の等級に関係なく相応の政治的設備を備えていなければならぬ。その場合に併合時までの16年間、つまり国府空隙期間それらの建物はどうなっていたのであろうか。いっぽう恒常に機能していた官衙に、地方政治支配の拠点である郡衙がある。国府と郡衙の位置関係について『出雲風土記』(巻末記)に「西升一里 至國廳意字郡家北十字街 卽分為二道」とある。郡衙と国庁が同所にあったことを示している。発掘調査で両者を同時に調査した例がなく、考古学的に実証されたわけではないが、安房のような国府では、そうした配置形態をとった可能性が非常に強い。また軍団にても国府所在郡の郡名で呼称するのが原則なので、軍団もやはり国府の近くに存在したことになる。国府を含めた周辺官衙の占地だけでも、相当な規模になる。国府空隙期間を経て、それだけの建物群をいっきょに再度造営したとは考えにくい。隣国に吸収されていた期間も、なんらかの施設を国府内に残していたのであろう。国府が移転したのではなく、併合・分割されたという事情があったからである。とするなら現地の直接管理権は、下級官庁である郡に移管されたのであろう。いずれにしてもそれだけの官衙群が占地するスペースを、現在の府中地区の微高地部分で考えるのはかなり困難である。そこで古代国府のありし日の姿として下野国府の例をしめして(*fig. 16*)、かつての国府の規模をしのぶこととした。

府中の地名 府中の地名は全国的にも数多い。しかしそれらはかならずしも古代の国府から連綿と受け継がれるのではなく、建武年間を前後する時期に国府にかわって府中の地名が史料にみえてくる。安房の場合も例外ではないようである。足利尊氏下文写の「安房国古国府中村」とあるのがそれである。同時期の文書にみられる府中の地名には、「古国府」という表現は少ない。ただし『小山文書』の下野国府記載のなかにみえる「古国府」の実例でもわかるように、国府移転を裏付ける地名である。国府から府中への地名の推移の背景には、建武政権が地方権力の再編成を企図したという、政策的な事情があったとする松山宏氏の説がある。²

1. 木下良「国府と条里との関係について」『史林』第50巻第5号 1967、藤岡謙二郎「房総の三国府と常陸国府」『国府』 1967 P.127~132

2. 松山宏「府中の成立」『日本中世都市の研究』 1973 P.67~93

ところで安房国の中の荘園の一つに、「群房荘」がある。史料上の初見は養和元（1181）年の『院下文』で、かつて皇室御領であったのが、後に新熊野社領へ寄進されたものである。平群郡と安房郡にまたがることから「群房荘」と称され、平久里川と山名川の中流域が荘園の範囲とされている。つまり府中地区を中核とする一帯である。こうした荘園を実質的に經營・管理することで勢力を蓄えて国司を脅かす存在になるのが、国衙在庁の官人達である。安房の場合、平群臣の後裔といわれる安西氏が在庁官人層のなかの有力な一族で、この「群房荘」を直接管理したといわれている。居館は今の三芳村池之内の平松城という説がある。¹ 当然その時期の国府も荘園に隣接して存在したであろう。

こうして国司制度崩壊の過程で、国衙を支配するのも公家国司から在庁官人層の手に移ることになる。これら在庁官人層の積極的な動きが、建武新政権下の国司・守護の補任を機会に、国府にかわって府中という都市名の変更に影響をあたえたと考えられている。安房では名称が変更された後、在庁官人層が守護とともに新しい守護所に移ったのか、それとも守護不在だったのか、いずれにしても地方権力の拠点とはならず、宝珠院の門前町としてその姿を変えていったといえよう。このように府中地区にかつて存在した国府の史料的な裏付けは、遡ってもせいぜい平安時代末まででしかないであろう。

1. 『三芳村史』三芳村史編纂委員会 1984 P.183

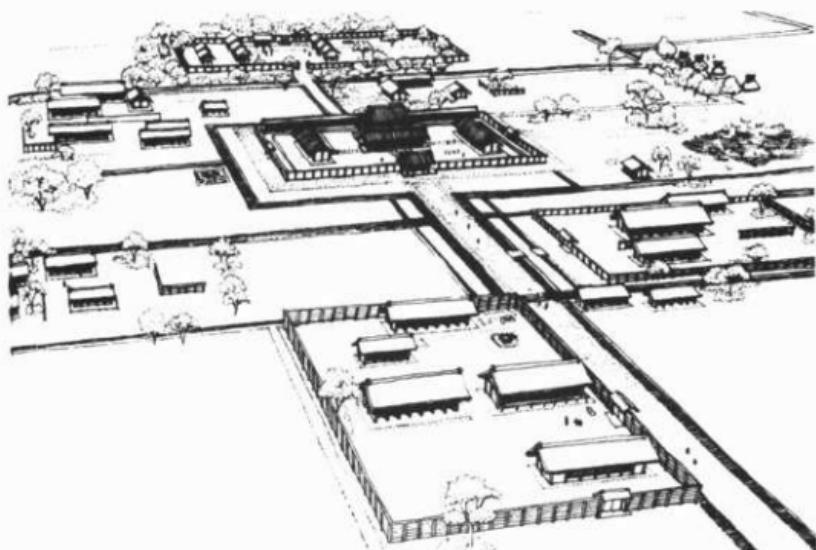


fig.16 下野国府の実態 画面中ほど奥の瓦葺き建物が国府の政府。そこから南へ一直線に朱雀大路が延びている。国衙の各部署や倉庫群が政府周辺に分散している様子がわかる（『古代の役所』古代日本を発掘する－5 岩波書店 1985 P.80より転載）。

2. 結語

調査成果で明らかなように、目的とした安房国府の所在は明確にできなかった。しかし予想外にも、古墳群の存在を確かめることができ、貴重な調査成果をあげることができた。以下に今回の調査で思いついたことを箇条書きにまとめて、結びとしたい。

(1) 埋没古墳の存在は、これまでほとんど不明だった安房地域の古墳について新たな存在形態を示すことになった。安房地域のなかでもかなり古い段階の古墳であることが判明した。館山市域では翁作古墳の出土遺物が比較的よく知られている。調査を経ないで消滅したために、墳形・規模という基本的な数値を得ていない。それでも出土した金銅製環頭大刀柄頭から、6世紀後半代の年代が与えられている。今回の調査でもそなだが安房地域では、古墳の立地が砂丘列上である場合が多いのであろう。そうした環境下では墳丘が後世の攪乱ばかりではなく、自然の風化でも墳丘を喪失する確率も非常に高いといえよう。これまで丘陵上の古墳だけが、唯一の観察できる古墳であった。その稀少性から安房地域の古墳について積極的に論じられるることは少なかった。今後はこうした埋没古墳の存在も考慮にいれた、古墳文化の展開を考えいく必要がある。また村内の明石遺跡の調査結果でわかるように、調査前には丘陵上の古墳と把握していても、調査結果がそれを裏切る場合もある。それらでは丘陵崖面に横穴群のある例も多く、古墳と横穴群の接点を確実にする意味でも、丘陵上の古墳の再調査を望みたい。

(2) 国府の調査は、全国的な規模で多数の調査が実施されている。しかし安房のように推定地の範囲がこれほど限定されているところも少ない。それにもかかわらず国府の所在がはっきりしないのは、これまでの推定期階で土地環境にたいする評価が十分でなかったことがあげられる。府中地区周囲の水田は、包蔵地として知られている。しかし圃場整備が実施され、遺跡の保存状態すら危ぶまれる。なかでも府中地区の東、本郷地区は平群郡衙の比定地もある。安房国府との関連を見極めるうえでも、重要な一郭になる。そうした区域を今後どう掬いあげていくのか、これから課題である。また現在流れる平久里川の川筋が、古代のままなのか現況では判断できない。こうした問題は地質学の知識なくしては解決しない問題である。

(3) 初期国府の所在については、現時点では不明とせざるを得ない。もちろん府中地区のさらに離れた所に存在した可能性も否定はできない。またそういう見方とは別に、府中地区を離れて、推定地を再度検討する必要もあるのではないだろうか。つまり国府の移転の可能性の是非である。安房郡は神郡としての地位を中央から認められ、国造領域の中心地でもあり、当然国内でも優位な郡のはずである。移転がないとするならばそうした地域と訣別して、なぜ初期国府を平群郡に置いたのか、その事情を解明しなければならないだろう。たしかに府中地区が初期国府の設置場所でないことを証明する不在証明をするには、新たな初期国府の推定地を明らかにしなければその作業も片手落ちである。しかしここではそれに該当するような地区の選出までいたっていない。その可能性も出てきたことを指摘しておくにとどめたい。

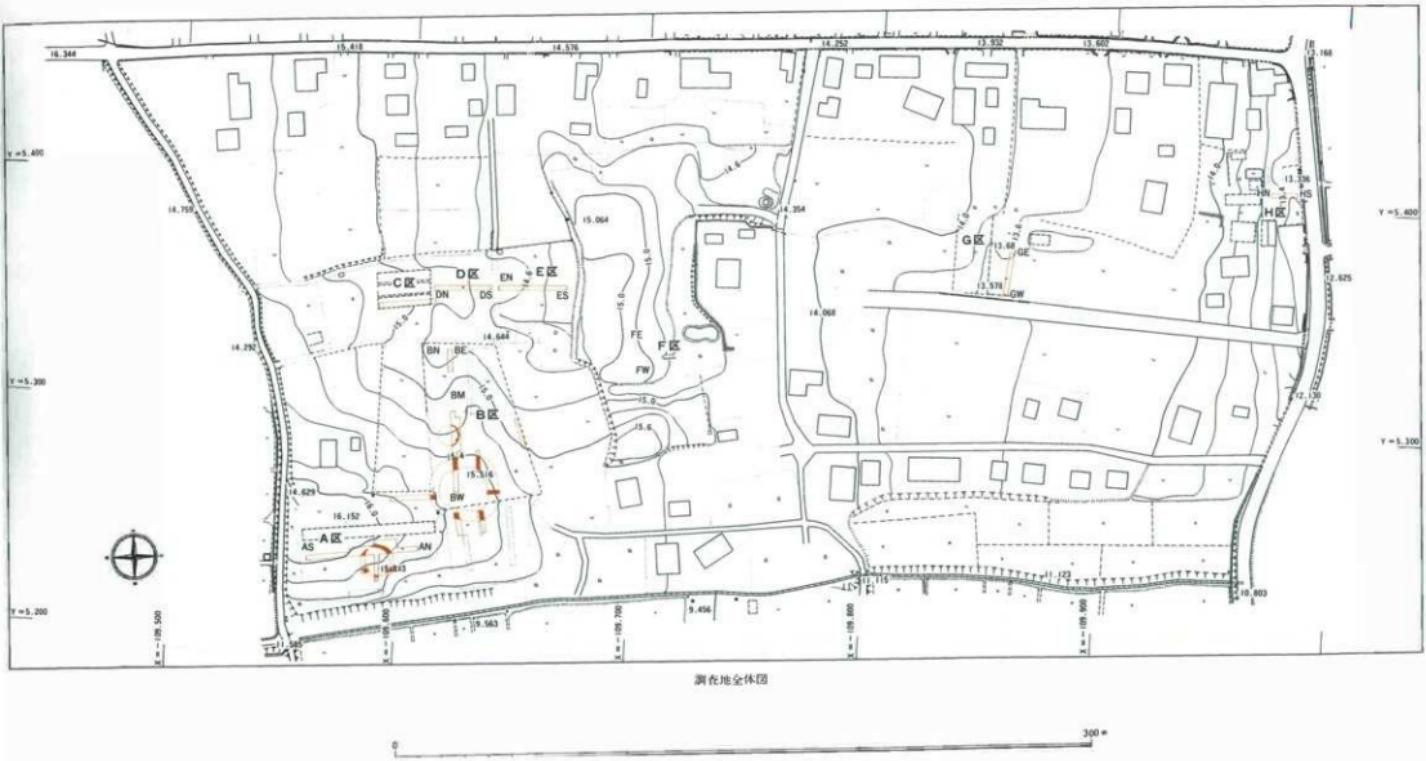


図 版

藤原宮出土木簡

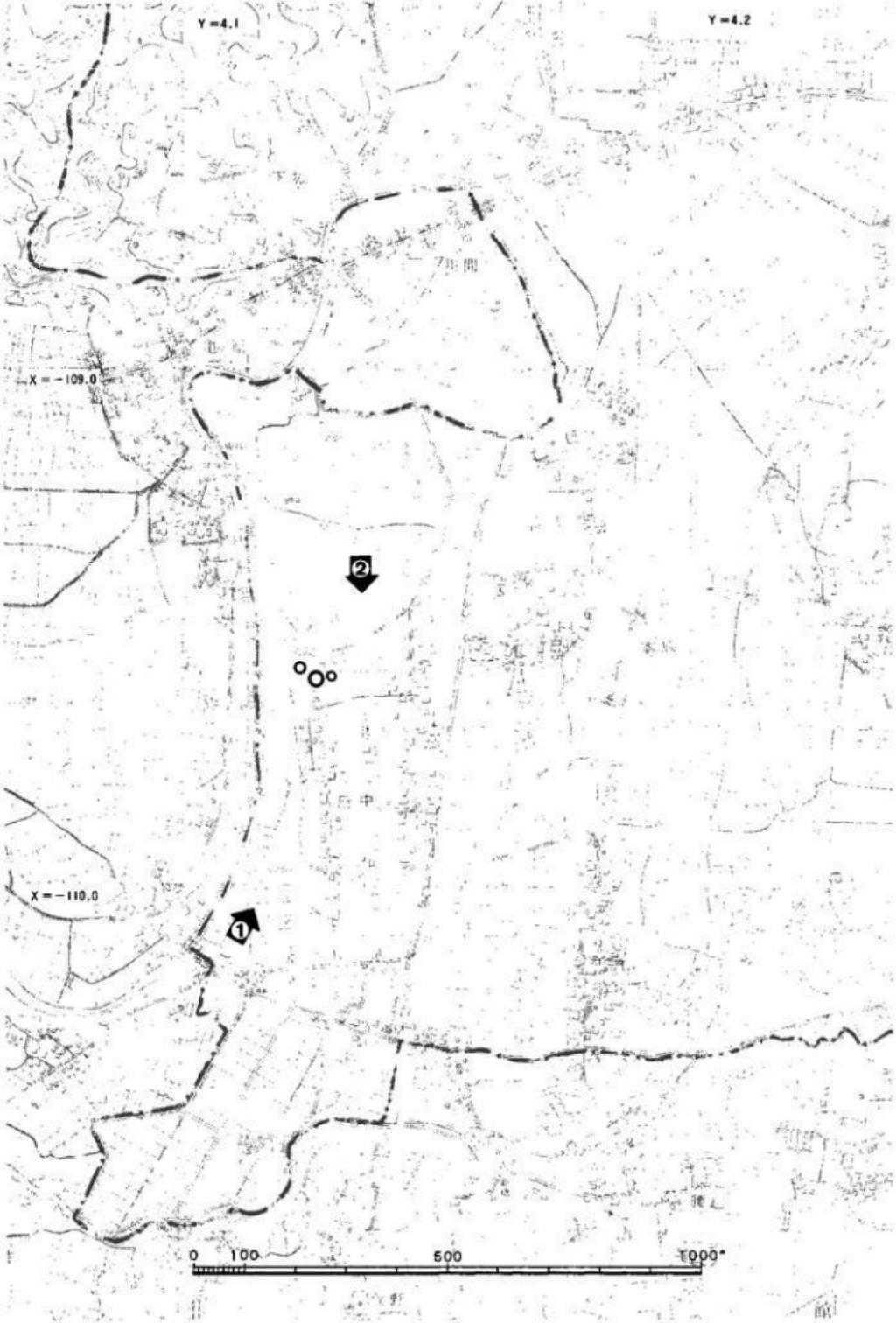
己亥年十月上挾國阿波評松里寸





Y = 4.1

Y = 4.2





(1) 調査地遠景（南西から）

(2) 調査地遠景（北から）



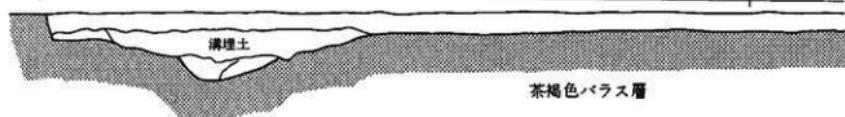
(1) 宝珠院観音堂（東から）

(2) 宝珠院元本堂の現況（南から）

SX003 西壁断面

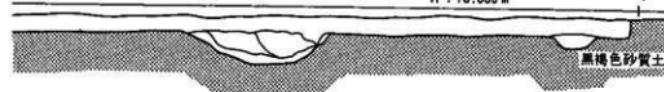
X = -109,599.755
Y = 5,235.294

X = -109,590.000



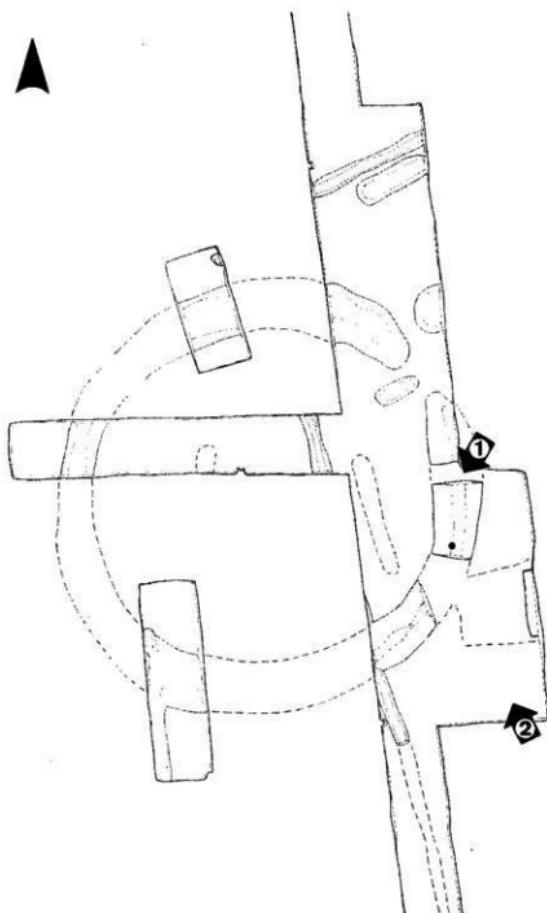
H : 16,000 m

X = -109,580.365
Y = 5,232.716



0

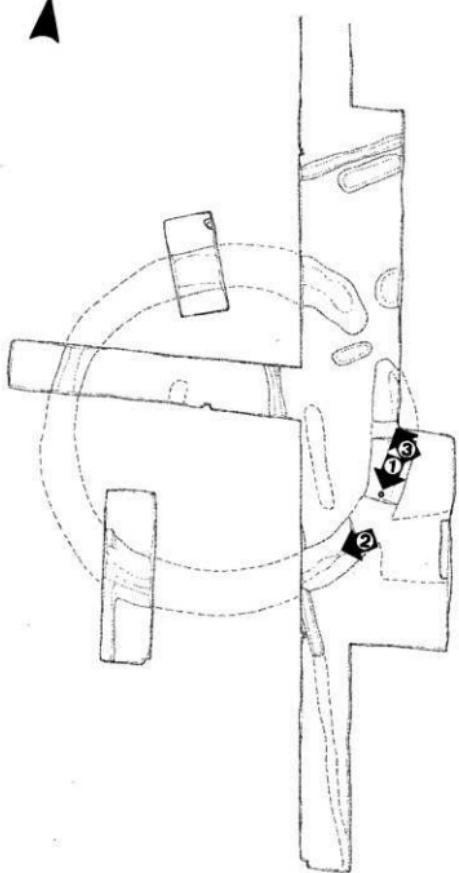
10 m





(1) SX 003 全景 (南東から)

(2) SX 003 部分 (北東から)





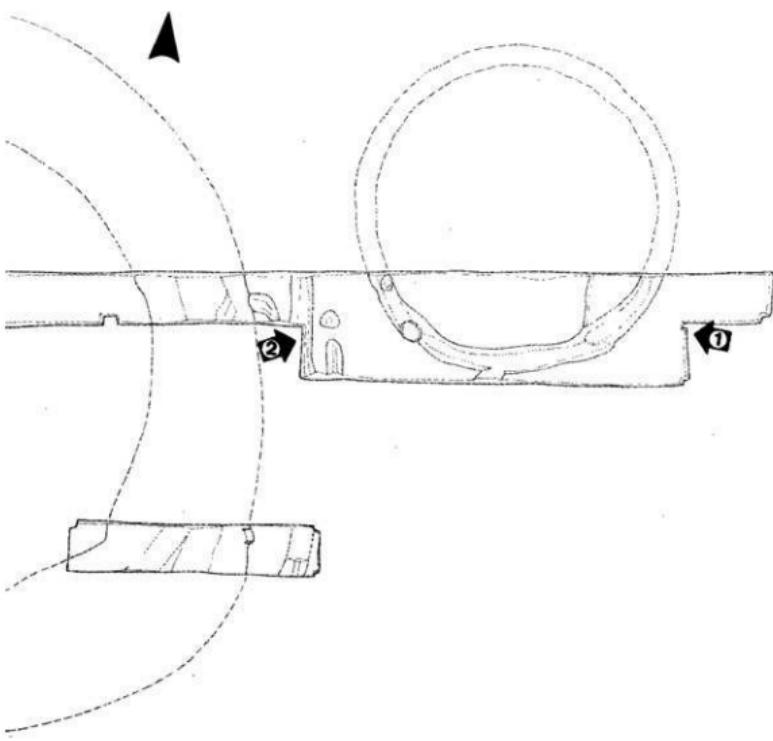
(1) SX 003 遺物出土状況
(北から)



(2) SX 003 遺物出土状況
(東から)



(3) SX 003 部分
(南から)





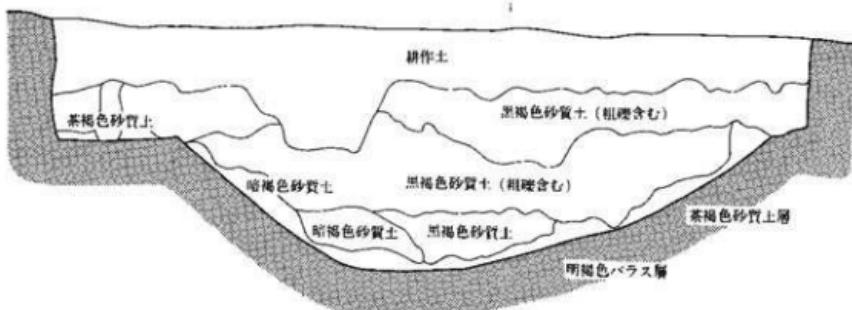
(1) SX 002 部分（東から）

(2) SX 002 部分（西から）

X = -109,636.771
Y = 5,264.080

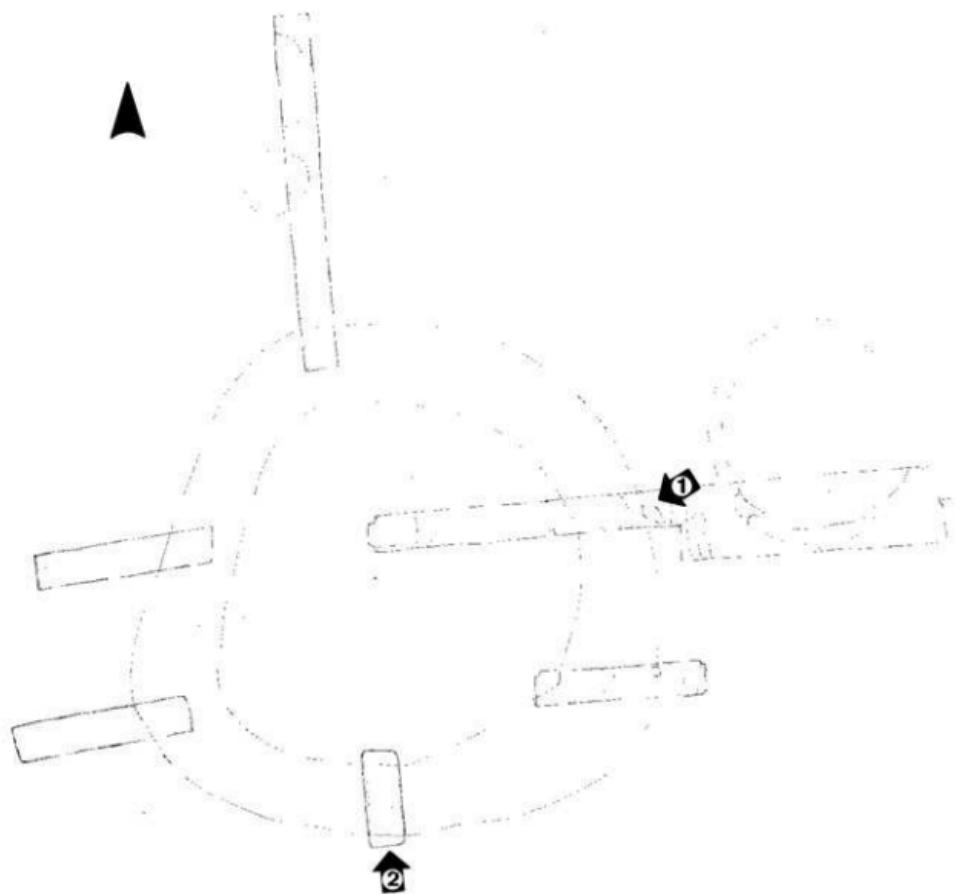
H : 15.700 m

X = -109,640.000
Y = 5,265.232



SX001 東壁断面

0 4 m





(1) SX001 断面（東から）

(2) SX001 部分（南から）

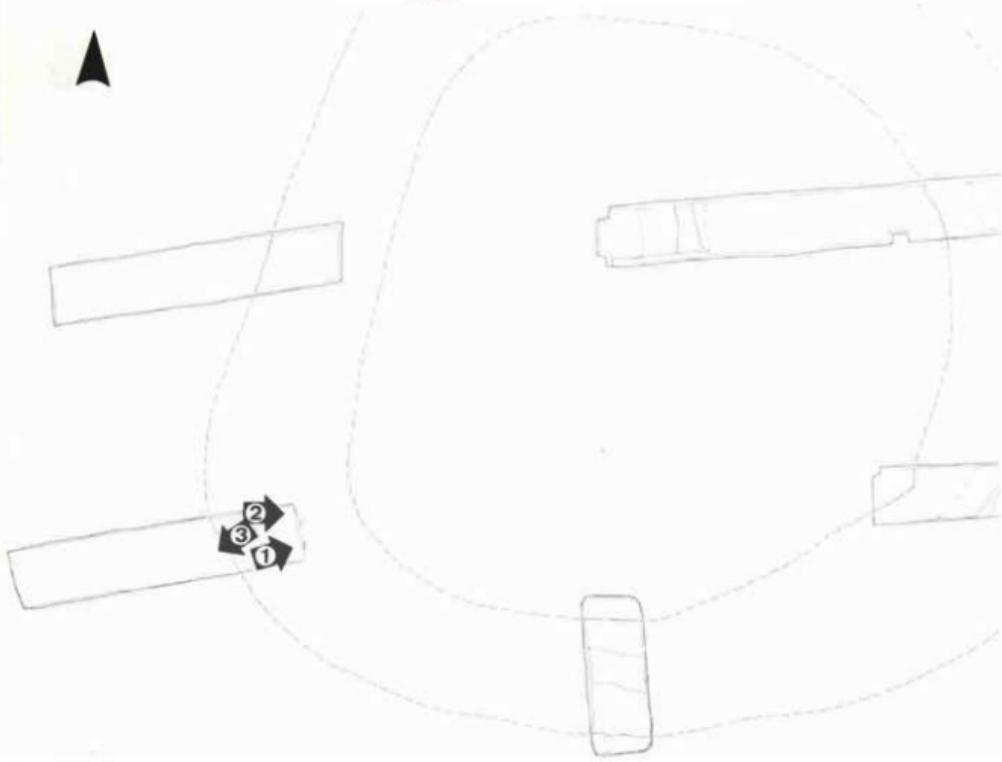
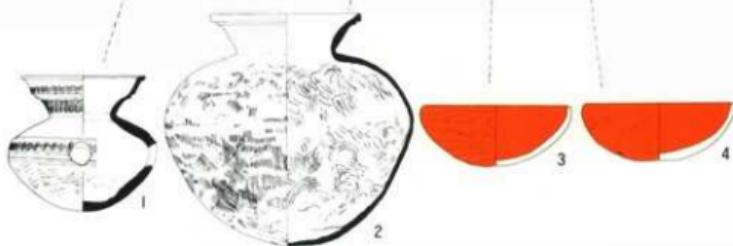
SX001 南西部遺物出土状態

X = -109,635.000

Y = 5,255.000

0

2 m

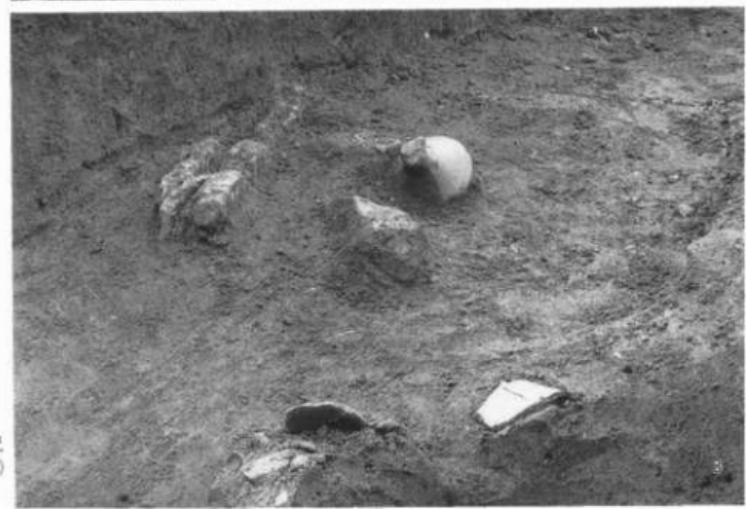




(1) SX 001 遺物出土状況
(西から)



(2) SX 001 遺物出土状況
(西から)



(3) SX 001 遺物出土状況
(東から)

SX001出土土器

(1) SX001出土

遺物番号 3
口 径 86mm
頸 部 径 46mm
器 高 93mm
体部最大径 104mm
孔 径 15mm
櫛描波状文 10本／1cm
カキ目 4条／1cm
叩き目 4条／1cm

(3) SX001出土

遺物番号 2・9・15
口 径 152mm
器 高 62mm

(4) SX001出土

遺物番号 2・16・17・19
口 径 153mm
器 高 58mm

(2) SX001出土

遺物番号 4・5・7・9・10・11・18
口 径 198mm
頸 部 径 125mm
器 高 303mm
体部最大径 328mm
叩き目 4条／1cm



1 : 2



1 : 2

3



1 : 2

1 : 2

4



1 : 3

2

SX002・SX003・包含層出土土器

(6) SX003出土

遺物番号 1・15・43・44

口 径 147mm
器 高 57mm

(7) SX003出土

遺物番号 43・56

口 径 86mm
頸部 径 70mm
器 高 122mm
体部最大径 139mm

(5) B区包含層出土

遺物番号 19・57・67

口 径 120mm
器 高 51mm

(12) B区包含層出土

遺物番号 14・54・59・66

SX003-8・18

口 径 93mm
頸部 径 73mm
器 高 113mm
体部最大径 114mm

(8) B区包含層出土

遺物番号 10・57

口 径 121mm
器 高 40mm
底 径 86mm

(10) SX001出土

遺物番号 39

裾 径 153mm
器 高 (58mm)

(13) A区包含層出土

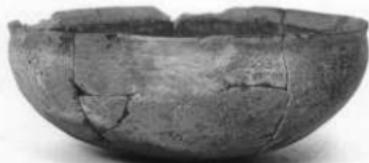
遺物番号 5

口 径 178mm
器 高 194mm
体部最大径 178mm

(11) SX001出土

遺物番号 28

裾 径 117mm
器 高 (68mm)



1 : 2.5

6



1 : 2.5

5



7



1 : 2.5

8



12



1 : 2.5

10



1 : 2.5

11



1 : 2.5

13

古代寺院跡(宝珠院)確認調査報告

昭和63年 3月31日発行

発 行 財団法人 千葉県文化財センター
千葉市葛城2丁目10番1号

印 刷 有限公司 正 文 社
千葉市都町2丁目5番5号

本報告書は、千葉県教育委員会の承認を得て
増刷したものです。